

石川県公報

平成 24 年 12 月 27 日 (木曜日)

号 外

(第 90 号)

目 次

規 則			
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める 条例施行規則 (長寿社会課)	1	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例施行規則 (同)	40
養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める 条例施行規則 (同)	7	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例施行規則 (同)	67
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定 める条例施行規則 (同)	10	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に 関する基準を定める条例施行規則 (同)	73
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関 する基準等を定める条例施行規則 (同)	18	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関す る基準を定める条例施行規則 (同)	80

規 則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第五十一号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十三号。以下「条例」といふ。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備の設置等に関する基準)

第二条 条例第十条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第十条第四項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 一の居室の床面積は、二十一・六平方メートル以上（この設備を除いた有効面積は十四・八五平方メートル以上）とすること。ただし、イただし書の場合にあつては、二十一・九平方メートル以上とすること。

ニ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。

ホ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 浴室

老人が入浴するのに適したものとすほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるものとするため

の設備を設けること。

三 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

四 その他設備

イ 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。

ロ 居室が二階以上の階にある場合は、エレベーターを設けること。

3 前項第一号の規定にかかわらず、十程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次に定めるところによる。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 一の居室の床面積は、十五・六三平方メートル以上（八の設備を除いた有効面積は十三・二平方メートル以上）とすること。ただし、イただし書の場合にあつては、二十三・四五平方メートル以上とすること。

ハ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあつては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。

二 前項第一号ロ及びホと同様とすること。

二 共同生活室

イ 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

ロ 必要な設備及び備品を備えること。

（職員 の 配置等 に 関する 基準）

第三条 条例第十一条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 施設長 一

二 生活相談員 入所者の数が百二十又はその端数を増すことに一以上

三 介護職員 次に掲げる数

イ 一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十六号）第二百七条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下この項、第五項及び附則第五項において同じ。）指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十七号）第二百三条第一項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。第五項及び附則第五項において同じ。）又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十九条第一項の規定に相当する市町の条例の規定における指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。第五項及び附則第五項において同じ。）の提供を受けていない者をいう。第五項及び附則第五項において同じ。）の数が三十以下の軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法（当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この号において同じ。）で、一以上

ロ 一般入所者の数が三十を超えて八十以下の軽費老人ホームにあつては常勤換算方法で、二以上

ハ 一般入所者の数が八十を超える軽費老人ホームにあつては、常勤換算方法で、二に実情に応じた適当数を加えて得た数

四 栄養士 一以上

五 事務員 一以上

六 調理員その他職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者及び一般入所者の数は前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がないと認められる場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4 第一項第二号の生活相談員を置く場合にあつては、当該生活相談員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

ない。

- 5 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がないと認められるときは、第一項第二号の生活相談員のうち一人を置かないことができる。
- 6 第一項第三号の介護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第一項第三号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であつて、入所者に提供するサービスに支障がないと認められるときは、あらかじめ入所者全員の同意を得て、当該介護職員のうち一人を置かないことができる。
- 8 第五項及び前項の規定にかかわらず生活相談員又は介護職員については、いずれか一人を置かなければならない。
- 9 第一項第四号の栄養士及び同項第五号の事務員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。
- 10 第一項第五号の事務員は、入所定員が六十人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する場合（入所者に提供するサービスに支障がないと認められる場合に限る。）は、これを置かないことができる。
- 11 第一項第六号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の軽費老人ホームをいう。）の調理員その他職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
 - 一 介護老人保健施設 調理員又はその他職員
 - 二 診療所 その他職員
- 12 軽費老人ホームは、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

（電磁的方法）

- 第四条 軽費老人ホームは、条例第十二条第三項の規定による電磁的方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 一 次項各号に掲げる方法のうち使用する方法
 - 二 ファイルへの記録の方式
- 2 条例第十二条第三項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。
 - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
 - 3 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

（入所者の要件）

第五条 条例第十三条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者（家族による援助を受けることが困難な者に限る。）
- 二 六十歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別の事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

（利用料等の内容）

第六条 条例第十六条第一項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）
 - 二 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
 - 三 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号の費用を除く。）
 - 四 居室に係る光熱水費
 - 五 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 六 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第二号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。
（生活相談員の業務）

第七条 条例第二十三條の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 入所者の居室サービス等の利用に際し、居室サービス計画（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八條第二十三項に規定する居室サービス計画をいう。附則第十六項第一号において同じ。）又は介護予防サービス計画（介護保険法第八條の二第十八項に規定する介護予防サービス計画をいう。附則第十六項第一号において同じ。）の作成等に資するため、居室介護支援事業（同法第八條第二十三項に規定する居室介護支援事業をいう。附則第十六項第一号において同じ。）又は介護予防支援事業（同法第八條の二第十八項に規定する介護予防支援事業をいう。附則第十六項第一号において同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居室サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
- 二 条例第三十一条第二項及び第三十三條第三項の記録を行うこと。
（衛生管理等）

第八条 条例第二十六條第二項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）第二十六條第二項第四号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
（事故の発生又はその再発の防止のための措置）

第九条 条例第三十三條第一項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故の発生防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故の発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行つこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（軽費老人ホーム A 型の設備の設置等に関する基準）

- 2 条例附則第九項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行つために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能で、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能であること。

3 条例附則第十一項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、原則として一人とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 入所者一人当たりの床面積は、六・六平方メートル(収納設備を除く。)以上とすること。

二 浴室

老人が入浴するのに適したものとすほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるよつにするための設備を設けること。

三 医務室

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

四 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(軽費老人ホームA型の職員の配置等に関する基準)

4 条例附則第十三項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 施設長 一

二 生活相談員 次に掲げる数

イ 生活相談員の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が百七十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法(当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この項及び次項において同じ。)で、一以上

(2) 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、二以上

ロ 生活相談員のうち、一人を主任生活相談員とすること。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない場合であつて入所者の数が五十以下のものにあつては、この限りでない。

三 介護職員 次に掲げる数

イ 介護職員の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が八十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、四以上

(2) 入所者の数が八十を超えて二百以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、四に入所者の数が八十を超えて二十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

(3) 入所者の数が二百を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、十に実情に応じた適当数を加えて得た数

ロ 介護職員のうち、一人を主任介護職員とすること。

四 看護職員 次に掲げる数

イ 入所者の数が百三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、一以上

ロ 入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、二以上

五 栄養士 一以上

六 事務員 二以上

七 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

八 調理員その他職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数

5 前項第二号から第四号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数を配置するものとする。

一 生活相談員 入所者の数が百七十を超える軽費老人ホームA型にあつては、一以上

二 介護職員 次に掲げる数

イ 介護職員の数は、次のとおりとすること。

(1) 一般入所者の数が二十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、一以上

(2) 一般入所者の数が二十を超えて三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、二以上

(3) 一般入所者の数が三十を超えて四十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、三以上

(4) 一般入所者の数が四十を超えて八十以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、四以上

(5) 一般入所者の数が八十を超えて二百以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、四に一般入所者の数が八十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えた数以上

(6) 一般入所者の数が二百を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、十に実情に応じた適当数を加えた数

ロ 一般入所者の数が四十を超える軽費老人ホームA型にあつては、介護職員のうち一人を主任介護職員とすること。

三 看護職員 次に掲げる数

イ 一般入所者の数が百三十以下の軽費老人ホームA型にあつては、一以上

ロ 一般入所者の数が百三十を超える軽費老人ホームA型にあつては、二以上

6 前二項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数による。

7 附則第四項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

8 附則第四項第二号及び附則第五項第一号の生活相談員（主任生活相談員が配置されているときは当該主任生活相談員）のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

9 附則第四項第三号ロ及び附則第五項第二号ロの主任介護職員は、常勤のものでなければならない。

10 附則第四項第四号及び附則第五項第三号ロの看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。

11 附則第四項第五号の栄養士は、常勤の者でなければならない。

12 附則第四項第六号の事務員のうち一人（入所定員が百十人を超える場合にあつては、二人）は、常勤の者でなければならない。

13 軽費老人ホームA型は、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く）を行わせなければならない。

（軽費老人ホームA型の利用料等の内容）

14 条例附則第十四項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として知事が定める額に限る。）

二 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）

三 居室に係る光熱水費

四 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、入所者に負担させることが適当と認められるもの

15 前項第二号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して知事が定める額を上限額とする。

（軽費老人ホームA型における生活相談員の業務）

16 条例附則第十七項の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 入所者の居室サービス等の利用に際し、居室サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居室介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居室サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

二 条例附則第十八項において準用する条例第三十一条第二項及び第三十三条第三項の記録を行うこと。

17 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。

18 前二項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあつては介護職員が、前二項の業務を行わなければならない。

（準用）

19 第四条、第五条、第八条及び第九条の規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「第十二条第三項」とあるのは「附則第十八項において準用する条例第十二条第三項」と、第五条中「第十三条」とあるのは「附則第十八項において準用する条例第十三条」と、第八条中「第二十六条第二項」とあるのは「附則第十八項において準用する条例第二十六条第二項」と、第九条中「第三十三条第一項」とあるのは「附則第十八項において準用する条例第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第五十二号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十四号。以下「条例」といふ。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設備の設置等に関する基準)

第二条 条例第十一条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行つために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第十一条第四項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 居室

- イ 一の居室の定員は、一人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められるときは、二人とすることができる。
- ロ 地階に設けてはならないこと。
- ハ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とする。
- ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- ホ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

二 静養室

- イ 医務室又は職員室に近接して設けること。
- ロ 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ハ 前号ロ、二及びホと同様とする。

三 洗面所

居室のある階ごとに設けること。

四 便所

居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

五 医務室

入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

六 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

七 職員室

居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

八 その他設備

- イ 廊下の幅は、一・三五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)とする。
- ロ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- ハ 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(職員配置等に関する基準)

第三条 条例第十二条第二項の規則で定める基準は、次の各号に定める職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 施設長 一

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 生活相談員 次に掲げる数

イ 常勤換算方法(当該職員それぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。)で、入所者の数が三十又はその端数を増すことに一以上とすること。

ロ 生活相談員のうち入所者の数が百又はその端数を増すことに一人以上を主任生活相談員とすること。

四 支援員 次に掲げる数

イ 常勤換算方法で、一般人所者(入所者であつて、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十六号)第二百三十八条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。第六項において同じ。)又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十七号)第二百二十六条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。第六項において同じ。)の提供を受けていないものをいう。次項及び第三項において同じ。)の数が十五又はその端数を増すことに一以上とすること。

ロ 支援員のうち一人を主任支援員とすること。

五 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 常勤換算方法で、入所者の数が百又はその端数を増すことに一以上

六 栄養士 一以上

七 調理員、事務員その他職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項第三号から第五号までの規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の七割を超える養護老人ホーム(以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。)に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次の各号に定める職員の区分に応じ当該各号に定める員数とする。

一 生活相談員 次に掲げる数

イ 常勤換算方法で、一に、入所者の数が三十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上とすること。

ロ 生活相談員のうち入所者の数が百又はその端数を増すことに一人以上を主任生活相談員とすること。

二 支援員 次に掲げる数

イ 常勤換算方法で、別表の上欄に掲げる一般人所者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる支援員の数以上とすること。

ロ 支援員のうち一人を主任支援員とすること。

三 看護職員 次に掲げる数

イ 入所者の数が百を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、一以上とすること。

ロ 入所者の数が百を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、二に、入所者の数が百を超えて百又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上とすること。

3 前二項の入所者及び一般人所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

4 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がないと認められるときは、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

5 第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この条において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が二十九人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

6 第一項第三号ロ又は第二項第一号ロの主任生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム(以下次項及び第四条第二項第二号において「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。)であつて、入所者の処遇に支障がないと認められるときは、当該養護老人ホームが行つ当該事業に係る他の職務に従事することができる。

- 7 外部サービス利用型養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については第一項第三号イ又は第二項第一号イに定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、一を減じた数とすることができる。
- 8 第一項第四号ロ又は第二項第二号ロの主任支援員は、常勤の者でなければならない。
- 9 第一項第五号又は第二項第三号の看護職員のうち一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第一項第五号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする。
- 10 夜間及び深夜の時間帯を通じて、一以上の職員は、宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わなければならない。
- 11 第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める者により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

- 一 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- 二 病院(病床数百以上の病院の場合に限る。) 栄養士
- 三 診療所 事務員その他の従業者

(生活相談員の業務)

第四条 条例第二十一条第一項の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業又は同法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 二 条例第二十六条第二項及び第二十八条の記録を行うこと。

2 条例第二十一条第二項の規則で定める業務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 主任生活相談員 養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理
- 二 生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームの主任支援員 前項及び前号に定める業務

(衛生管理等)

第五条 条例第二十三条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号)第二十四条第二項第四号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故の発生又はその再発の防止のための措置)

第六条 条例第二十八条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故の発生防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 平成十八年三月三十一日以前の日から引き続き存する養護老人ホームについての第二条第二項第一号八の規定の適用については、同号八中「十・六五平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、三・三平方メートル」と読み替えるものとする。

別表 (第三系関係)

一般入所者の数	支援員の数
二十以下	四
二十一以上三十以下	五
三十一以上四十以下	六
四十一以上五十以下	七
五十一以上六十以下	八
六十一以上七十以下	十
七十一以上八十以下	十一
八十一以上九十以下	十二
九十一以上百以下	十四
百一以上百十以下	十四
百十一以上百二十以下	十六
百二十一以上百三十以下	十八
百三十一以上	十八に、入所者の数が百三十一を超えて十又はその端数を増すごとに二を加えて得た数

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第五十三号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成二十四年石川県条例第四十五号。以下「条例」といふ。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の手従が必要な場合)

第二条 条例第六条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 特別養護老人ホーム (ユニット型特別養護老人ホームを除く。次号において同じ。) 及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合
- 二 特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合
- 三 地域密着型特別養護老人ホーム (ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。次号において同じ。) 及びユニット型特別養護老人ホームを併設する場合
- 四 地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合

(設備の設置等に関する基準)

第三条 条例第十条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所 (以下「居室等」といふ。) を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第八条第二項に規定する施設防災計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ 条例第八条第三項に規定する訓練については、昼間及び夜間において行うこと。
 - ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第十条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第十条第四項第四号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 地階に設けてはならないこと。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とする。

ハ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ヘ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室

イ 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

ロ イに定めるもののほか、前号イ及びハからくまでに定めるところによること。

三 浴室

介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

四 洗面設備

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

五 便所

イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

六 医務室

イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

七 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

八 介護職員室

イ 必要な備品を備えること。

ロ 第五号イと同様とすること。

九 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。

ロ 前号イと同様とすること。

十 その他設備

イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

ロ 廊下及び階段には、手すりを設けること。

ハ 階段の傾斜は、緩やかにすること。

ニ 居室、静養室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

4 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」といふ。）は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。

一 居室、静養室等のある三階以上の各階に通じる特別避難階段を（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合）は、一）以上有すること。

二 三階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

三 居室 静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和三十五年政令第三百三十八号）第百一十二条第一項に規定する特定防火設備（以下「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。

（職員 の 配置等に関する基準）

第四条 条例第十一条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 施設長 一

二 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すことに一以上

四 介護職員又は看護職員 次に掲げる数

イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すことに一以上とすること。

ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が三十以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が三十を超えて五十以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が五十を超えて百三十以下の特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で三以上

(4) 入所者の数が百三十を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、三に、入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

五 栄養士 一以上

六 機能訓練指導員 一以上

七 調理員、事務員その他職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第一項第一号の施設長及び同項第三号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

4 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

5 第一項第四号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第六号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

（衛生管理等）

第五条 条例第二十六条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第二十六条第二項第四号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（事故の発生又はその再発の防止のための措置）

第六条 条例第三十一条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じ

た改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

三 事故の発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行つこと。

(ユニット型特別養護老人ホームの設備の設置等に関する基準)

第七条 条例第三十五条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第四十三条において準用する条例第八条第二項に規定する施設防災計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ 条例第四十三条において準用する条例第八条第三項に規定する訓練については、昼間及び夜間において行うこと。
 - ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第三十五条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行つために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第三十五条第四項第四号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 ユニット
 - イ 居室
 - (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室(条例第三十二条に規定する共同生活室をいう。以下同じ。)に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね十人以下としなければならない。
 - (2) 一の居室の床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、条例第三十五条第四項第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
 - (3) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。
 - (4) 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
 - (5) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - (6) 第三条第三項第一号イ、ハ及びクと同様とすること。
 - ロ 共同生活室
 - (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (3) 必要な設備及び備品を備えること。
 - (4) 第三条第三項第一号イと同様とすること。
 - ハ 洗面設備
 - (1) 居室ごとに設けること又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (2) 第三条第三項第四号ロと同様とすること。
 - 二 便所

第三条第三項第五号ロ及びこの号ハ(1)と同様とすること。
 - 一 浴室

第三条第三項第三号と同様とすること。
 - 三 医務室

- イ 入居者を診察するため必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
- ロ 第三条第三項第六号イと同様とする。

四 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

五 その他設備

- イ コニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
 - ロ 第三条第三項第十号イから八までと同様とする。
- 4 コニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるコニット又は浴室については、この限りでない。
- 一 コニット又は浴室のある三階以上の各階に通じる特別避難階段を二（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストリッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一）以上有すること。
 - 二 三階以上の階にあるコニット又は浴室及びこれらから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
 - 三 コニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

(コニット型特別養護老人ホームの職員の配置等に関する基準)

第八条 条例第四十条第二項の規則で定める職員の配置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 昼間については、コニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、二コニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 コニットごとに、常勤のコニットリーダーを配置すること。

(準用)

第九条 第二条、第五条及び第六条の規定は、コニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第二条中「第六条ただし書」とあるのは「第四十二条において準用する条例第六条ただし書」と、第五条中「第二十六条第二項」とあるのは「第四十二条において準用する条例第二十六条第二項」と、第六条中「第三十一条第一項」とあるのは「第四十二条において準用する条例第三十一条第一項」と読み替えるものとする。

(地域密着型特別養護老人ホームの設備の設置等に関する基準)

第十条 条例第四十四条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第四十八条において準用する条例第八条第二項に規定する施設防災計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ 条例第四十八条において準用する条例第八条第三項に規定する訓練については、昼間及び夜間において行うこと。
 - ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第四十四条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行つために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第四十四条第四項第四号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 居室 第三条第三項第一号と同様とする。
 - 二 静養室 第三条第三項第二号と同様とする。
 - 三 浴室 第三条第三項第三号と同様とする。
 - 四 洗面設備 第三条第三項第四号と同様とする。
 - 五 便所 第三条第三項第五号と同様とする。
 - 六 医務室 第三条第三項第六号と同様とする。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型
居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必
要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。
 - 七 調理室 第三条第三項第七号と同様とする。ただし、サテライト型居住施設の調理室については、本体施
設の調理室で調理する場合であつて、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設
備を設けることで足りるものとする。
 - 八 介護職員室 第三条第三項第八号と同様とする。
 - 九 食堂及び機能訓練室 第三条第三項第九号と同様とする。
 - 十 その他設備 第三条第三項第十号と同様とする。
- 4 居室、静養室等は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられ
る居室、静養室等については、この限りでない。
- 一 居室、静養室等のある三階以上の各階に通じる特別避難階段を二（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅
子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場
合は、一）以上有すること。
 - 二 三階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する
部分の仕上げを不燃材料でしていること。
 - 三 居室、静養室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されているこ
と。
- 5 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保することができる範囲内としなけ
ればならない。
- (地域密着型特別養護老人ホームの職員の配置等に関する基準)
- 第十一条 条例第四十五条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員
数とする。
- 一 施設長 第四条第一項第一号と同様とする。
 - 二 医師 第四条第一項第二号と同様とする。
 - 三 生活相談員 一以上
 - 四 介護職員又は看護職員 次に掲げる数
 - イ 看護職員の数は、一以上とする。
 - ロ 第四条第一項第四号イと同様とする。
 - 五 栄養士 第四条第一項第五号と同様とする。
 - 六 機能訓練指導員 第四条第一項第六号と同様とする。
 - 七 調理員、事務員その他職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第一項第一号の施設長は、常勤の者でなければならない。
- 4 第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテラ
イト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 5 第一項第三号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤
換算方法で一以上とする。
- 6 第一項第四号の介護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第一項第四号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設に
あつては、常勤換算方法で一以上とする。
- 8 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機
能訓練指導員又は調理員、事務員その他職員については、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定

める職員により当該サニタイト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

- 一 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員
- 二 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者
- 三 病院（病床数百以上の病院に限る。） 栄養士
- 四 診療所 事務員その他の職員

9 第一項第六号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

10 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項の規定に相当する市町の条例の規定における指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項の規定に相当する市町の条例の規定における指定複合型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下この項において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十四条第一項の規定に相当する市町の条例の規定における指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下この条において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条の規定に相当する市町の条例の規定又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条の規定に相当する市町の条例の規定に定める人員に関する基準を満たす職員が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

（準用）

第十二条 第二条、第五条及び第六条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第二条中「第六条ただし書」とあるのは「第四十八条において準用する条例第六条ただし書」と、第五条中「第二十六条第二項」とあるのは「第四十八条において準用する条例第二十六条第二項」と、第六条中「第三十一条第一項」とあるのは「第四十八条において準用する条例第三十一条第一項」と読み替えるものとする。

（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の設置等に関する基準）

第十三条 条例第五十条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第五十二条において準用する条例第八条第二項に規定する施設防災計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ 条例第五十二条において準用する条例第八条第三項に規定する訓練については、昼間及び夜間において行うこと。
 - ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第五十条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第五十条第四項第四号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 コニット 第七条第三項第一号と同様とすること。
- 二 浴室 第三条第三項第三号と同様とすること。
- 三 医務室 第十条第三項第六号と同様とすること。

四 調理室 第十条第三項第七号と同様とする。

五 その他設備 第七条第三項第五号と同様とする。

4 コニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるコニット又は浴室については、この限りでない。

一 コニット又は浴室のある三階以上の各階に通じる特別避難階段を二（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストリッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一）以上有すること。

二 三階以上の階にあるコニット又は浴室及びこれらから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

三 コニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

5 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保することができる範囲内としなければならない。

(準用)

第十四条 第二条、第五条、第六条及び第八条の規定は、コニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第二条中「第六条ただし書」とあるのは「第五十二条において準用する条例第六条ただし書」と、第五条中「第二十六条第二項」とあるのは「第五十二条において準用する条例第二十六条第二項」と、第六条中「第三十一条第一項」とあるのは「第五十二条において準用する条例第三十一条第一項」と、第八条中「第四十条第二項」とあるのは「第五十三条において準用する条例第四十条第二項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十二年三月三十一日以前の日から引き続き存する特別養護老人ホームの建物（同年四月一日において基本的な設備が完成しているものを含み、同月二日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）における第三条第三項第一号口の規定の適用については、第三条第三項第一号口中「十・六五平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。第十一条第三項第一号の規定の適用についても、同様とする。

3 平成十二年三月三十一日以前の日から引き続き存する特別養護老人ホームの建物については、第三条第三項第九号イ（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間適用しない。第十条第三項第九号の規定の適用についても、同様とする。

4 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第六項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和二十八年法律第百三十三号）第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第四項第九号イの規定にかかわらず、食堂は一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。第十条第四項第九号の規定の適用についても、同様とする。

5 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第四項第九号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。第十条第四項第

九号の規定の適用についても、同様とする。

一 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに人所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

二 食堂は、一平方メートルに人所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

6 平成十四年八月六日以前の日から引き続き存する特別養護老人ホーム（同月七日において基本的な設備が完成しているものを含み、同八月以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、同年四月一日において特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第百七号。以下「平成十四年一部改正省令」といふ。）による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第三章（第三十五条第四項第一号イ及びロを除く。）に規定する基準を満たすものにおける第七条第三項第一号ロ②の規定の適用については、同号ロ②中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

7 平成十八年四月一日において平成十四年一部改正省令附則第二条第二項の規定の適用を受けていたユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおけるユニットの一の共同生活室の床面積の基準は、第十三条第三項第一号の規定にかかわらず、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さとすることとする。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第五十四号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 訪問介護（第二条・第九条）
- 第三章 訪問入浴介護（第十条・第十五条）
- 第四章 訪問看護（第十六条・第十八条）
- 第五章 訪問リハビリテーション（第十九条・第二十条）
- 第六章 居宅療養管理指導（第二十一条・第二十三条）
- 第七章 通所介護（第二十四条・第三十五条）
- 第八章 通所リハビリテーション（第三十六条・第三十九条）
- 第九章 短期入所生活介護（第四十条・第五十六条）
- 第十章 短期入所療養介護（第五十七条・第六十六条）
- 第十一章 特定施設入居者生活介護（第六十七条・第七十二条）
- 第十二章 福祉用具貸与（第七十四条・第八十条）
- 第十三章 特定福祉用具販売（第八十一条・第八十五条）

附則

- 第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十六号。以下「条例」といふ。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 訪問介護

（訪問介護員等の配置等に関する基準）

第二条 条例第六条第二項の規則で定める基準は、訪問介護員等の員数を常勤換算方法（当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいふ。以下同じ。）で、一・五以上とすることとする。

2 条例第六条第三項のサービス提供責任者は、常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が四十又はその端数を増す

ことに労働換算方法で一人以上置くこととする。

- 3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
(電磁的方法)

第三条 指定訪問介護事業者は、条例第九条第二項の規定による電磁的方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 次項各号に掲げる方法のうち、使用する方法
 - 二 ファイルへの記録の方法
- 2 条例第九条第二項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

(指定訪問介護の方針)

第四条 条例第二十四条の指定訪問介護の方針は、次のとおりとする。

- 一 指定訪問介護の提供に当たっては、条例第二十五条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な援助を行うこと。
- 二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行つたことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 三 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- 四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第五条 条例第二十七条の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 正当な理由がなく、指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させた認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によつて保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(サービス提供責任者の業務)

第六条 条例第二十九条第三項の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- 二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- 三 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
- 四 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- 五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- 六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- 七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- 八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(基準該当訪問介護に係る訪問介護員等の配置等に関する基準)

第七条 条例第四十三条第二項の規則で定める基準は、訪問介護員等の員数を三人以上とすることとする。

(同居家族に対するサービス提供の条件)

第八条 条例第四十六条第一項ただし書の規則で定める場合は、次のいずれにも該当する場合とする。

- 一 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のくき地その他の地域であつて、指定訪問介護のみによつては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町が認めるものに住所を有する場合
- 二 当該訪問介護が、指定居宅介護支援事業者又は基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合
- 三 当該訪問介護が、条例第四十三条第三項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- 四 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- 五 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合

(準用)

第九条 第三条から第六条までの規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第四十七条において準用する条例第九条第二項」と、第四条中「第二十四条」とあるのは「第四十七条において準用する条例第二十四条」と、同条第一号中「第二十五条第一項」とあるのは「第四十七条において準用する条例第二十五条第一項」と、第五条中「第二十七条」とあるのは「第四十七条において準用する条例第二十七条」と、第六条中「第二十九条第三項」とあるのは「条例第四十七条において準用する条例第二十九条第三項」と読み替えるものとする。

第三章 訪問入浴介護

(訪問入浴介護従業者の配置等に関する基準)

第十条 条例第四十九条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 看護職員 一以上
- 二 介護職員 二以上

2 前項各号に掲げる従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(指定訪問入浴介護の利用料等の内容)

第十一条 条例第五十二条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費
- 二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

(指定訪問入浴介護の方針)

第十二条 条例第五十四条の指定訪問入浴介護の方針は、次のとおりとする。

- 一 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供すること。
- 二 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行つてことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 三 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うこと。
- 四 指定訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員二人をもって行つてものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合は、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
- 五 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用すること。

(準用)

第十三条 第三条及び第五条の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第五十九条において準用する条例第九条第二項」と、第五条中「第二十七条」とあるのは「第五十九条において準用する条例第二十七条」と読み替えるものとする。

(基準該当訪問入浴介護に係る訪問入浴介護従業者の配置等に関する基準)

第十四条 条例第六十条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 看護職員 一以上
- 二 介護職員 二以上

(準用)

第十五条 第三条、第五条、第十一条及び第十二条の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第六十三条において準用する条例第九条第二項」と、第五条中「第二十七条」とあるのは「第六十三条において準用する条例第二十七条」と、第十一条中「第五十二条第三項」とあるのは「第六十三条において準用する条例第五十二条第三項」と、第十二条中「第五十四条」とあるのは「第六十三条において準用する条例第五十四条」と読み替えるものとする。

第四章 訪問看護

(看護師等の配置等に関する基準)

第十六条 条例第六十五条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 指定訪問看護ステーションの従業者 次の従業者の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。
 - イ 看護職員 常勤換算方法で、二・五以上
 - ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数
- 二 指定訪問看護を担当する医療機関において指定訪問看護の提供に当たる看護職員 適当数

2 前項第一号イの看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。

(指定訪問看護の方針)

第十七条 条例第七十二条の指定訪問看護の方針は、次のとおりとする。

- 一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び条例第七十四条第一項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うこと。
- 二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- 三 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行うこと。
- 四 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- 五 特殊な看護等については、これを行ってはならないこと。

(準用)

第十八条 第三条及び第五条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する条例第九条第二項」と、第五条中「第二十七条」とあるのは「第七十九条において準用する条例第二十七条」と読み替えるものとする。

第五章 訪問リハビリテーション

(指定訪問リハビリテーションの方針)

第十九条 条例第八十五条の指定訪問リハビリテーションの方針は、次のとおりとする。

- 一 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び条例第八十六条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。
- 二 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- 三 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。
- 四 それぞれの利用者について、条例第八十六条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。

(準用)

第二十条 第三条及び第五条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第八十九条において準用する条例第九条第二項」と、第

五条中「第二十七条」とあるのは「第八十九条において準用する条例第二十七条」と読み替えるものとする。

第六章 居宅療養管理指導

(居宅療養管理指導従業者の配置等に関する基準)

第二十一条 条例第九十一条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれに定める数とする。
 - イ 医師又は歯科医師 一以上
 - ロ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数
- 二 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師一以上
- 三 指定訪問看護ステーション等である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員一以上

(指定居宅療養管理指導の方針)

第二十二条 条例第九十五条の指定居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

- 一 医師又は歯科医師が行う指定居宅療養管理指導
 - イ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。
 - ロ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
 - ハ ロに規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。
 - ニ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要の情報提供又は助言を行うこと。
 - ホ 二の情報提供又は助言は、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。
 - ク ホの場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。
 - ト それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。
- 二 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導
 - イ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。
 - ロ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
 - ハ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
 - ニ それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。
- 三 看護職員の行う指定居宅療養管理指導
 - イ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要の情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。
 - ロ 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。
 - ハ それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成すること。

もに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。

(準用)

第二十三条 第三条及び第五条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第九十八条において準用する条例第九条第二項」と、第五条中「第二十七条」とあるのは「第九十八条において準用する条例第二十七条」と読み替えるものとする。

第七章 通所介護

(通所介護従業者の配置等に関する基準)

第二十四条 条例第百条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要な数
- 二 看護職員 指定通所介護の単位（指定通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要な数
- 三 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者（当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十七号。以下「基準条例」という。）第九十八条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（基準条例第九十七条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下この号において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が十五人以下の場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要な数

四 機能訓練指導員 一以上

- 2 当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次条において同じ。）が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要な数とすることができる。
- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第六項において同じ。）を、常時一人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がないと認められるときは、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第一項第一号の生活相談員又は同項第三号の介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(指定通所介護の設備の設置等に関する基準)

第二十五条 条例第百二条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 食堂及び機能訓練室

それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

二 相談室

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(指定通所介護の利用料等の内容)

第二十六条 条例第百三条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - 二 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用
 - 三 食事の提供に要する費用
 - 四 おむつ代
 - 五 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第三号に掲げる費用については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「基準省令」といふ。）第九十六条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定通所介護の方針)

第二十七条 条例第百五条の指定通所介護の方針は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護の提供に当たっては、条例第百六条第一項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
- 二 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行つてことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 三 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うこと。
- 四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添つて適切に提供し、特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

(準用)

第二十八条 第三条及び第五条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第百十三条において準用する条例第九条第二項」と、第五条中「第二十七条」とあるのは「第百十三条において準用する条例第二十七条」と読み替えるものとする。

(療養通所介護従業者の配置等に関する基準)

第二十九条 条例第百十六條第二項に規定する規則で定める基準は、利用者の数が一・五に対し、指定療養通所介護を提供している時間帯を通じて、専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が一以上確保されるために必要な数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち一人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(専用の部屋の面積)

第三十条 条例第百十九條第二項の規則で定める基準は、六・四平方メートルに利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいふ。）を乗じた面積以上とする。

(指定療養通所介護の方針)

第三十一条 条例第百二十三條の指定療養通所介護の方針は、次のとおりとする。

- 一 指定療養通所介護の提供に当たっては、条例第百二十四條第一項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。
- 二 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行つてことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 三 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うこと。
- 四 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。
- 五 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練

その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。

(準用)

第三十二條 第五條及び第二十六條の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第五條中「第二十七條」とあるのは「第百三十一條において準用する条例第二十七條」と、第二十六條第一項中「第百三十三條第三項」とあるのは「第百三十一條において準用する条例第百三十三條第三項」と読み替えるものとする。

(基準該当通所介護に係る通所介護従業者の配置等に関する基準)

第三十三條 条例第百三十二條第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間帯の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間で除して得た数が一以上確保されるために必要な数
- 二 看護職員 基準該当通所介護の単位(基準該当通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要な数
- 三 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間帯の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が、利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護(基準条例第百十三條第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下この号において同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が十五人以下の場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要な数

四 機能訓練指導員 一以上

2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次条において同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間帯の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要な数とすることができる。

3 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)を、常時一人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がないと認められるときは、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

(基準該当通所介護の設備の設置等に関する基準)

第三十四條 条例第百三十四條第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

二 生活相談を行う場所

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(準用)

第三十五條 第三條、第五條、第二十六條及び第二十七條の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第三條第一項及び第二項中「第九條第二項」とあるのは「第百三十五條において準用する条例第九條第二項」と、第五條中「第二十七條」とあるのは「第百三十五條において準用する条例第二十七條」と、第二

十六条第一項中「第百三十三條第三項」とあるのは「第百三十五條において準用する条例第百三十三條第三項」と、第二十七條中「第百五條」とあるのは「第百三十五條において準用する条例第百五條」と、同条第一号中「第百六條第一項」とあるのは「第百三十五條において準用する条例第百六條第一項」と読み替えるものとする。

第八章 通所リハビリテーション

(通所リハビリテーション従業者の配置等に関する基準)

第三十六條 条例第百三十七條第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数
- 二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

イ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(基準条例第百十八條第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション(基準条例第百十七條に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下この号において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この条及び次条において同じ。)の数が、十人以下の場合にあつては、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」といふ。)を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上、十人を超える場合にあつては、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除して得た数以上確保されていること。

ロ イに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百又はその端数を増すことに、一以上確保されていること。

2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

- 一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合にあつては、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上、十人を超える場合にあつては、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除して得た数以上確保されていること。

二 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、〇・一以上確保されていること。

3 第一項第一号の医師は、常勤でなければならない。

(指定通所リハビリテーションの設備の設置等に関する基準)

第三十七條 条例第百三十八條第二項の規則で定める基準は、専用の部屋の面積について、三平方メートルに利用定員(当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じた面積以上とする。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーション)に共用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

(指定通所リハビリテーションの方針)

第三十八條 条例第百四十條の指定通所リハビリテーションの方針は、次のとおりとする。

一 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び条例第百四十一條第一項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行つこと。

二 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行つことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行つこと。

三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供し、特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えること。

(準用)

第三十九条 第三条、第五条及び第二十六条の規定は、通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第四百四十六条において準用する条例第九条第一項」と、第五条中「第二十七条」とあるのは「第四百四十六条において準用する条例第二十七条」と、第二十六条第一項中「第三百三条第三項」とあるのは「第四百四十六条において準用する条例第三百三条第三項」と読み替えるものとする。

第九章 短期入所生活介護

(短期入所生活介護従業者の配置等に関する基準)

第四十条 条例第四百四十八条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 医師 一以上
 - 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すことに一以上
 - 三 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上
 - 四 栄養士 一以上
 - 五 機能訓練指導員 一以上
 - 六 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- 3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」といふ。)に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」といふ。)については、老人福祉法、医療法(昭和三十二年法律第百五十五号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数を確保するものとする。
- 5 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならぬ。ただし、利用定員(条例第四百四十八条第一項ただし書に規定する利用定員をいう。第四十二条第三項第一号及び第四十五条第二号において同じ。)が二十人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。
- 6 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

(利用定員等)

第四十一条 条例第四百五十条第一項ただし書の規則で定める要件は、前条第二項の適用を受けることとする。

(指定短期入所生活介護の設備及び備品等)

第四十二条 条例第四百五十一条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下この条及び第四十七条第一項において「居室等」といふ。)を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第四百六十八条において準用する条例第一百条第二項に規定する施設防災計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ 条例第四百六十八条において準用する条例第一百条第三項に規定する訓練については、昼間及び夜間において

行つこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第百五十一条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行つために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第百五十一条第四項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室

それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行つ際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

三 浴室

要介護者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所及び洗面設備

それぞれ要介護者が使用するのに適したものとすること。

4 条例第百五十一条第六項の規則で定める特別養護老人ホームは、第四十条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームとする。

5 条例第百五十一条第七項第二号の規則で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

二 階段の傾斜を緩やかにすること。

三 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

(指定短期入所生活介護の利用料等の内容)

第四十二条 条例第百五十四条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用 (法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額 (同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者により当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額) を限度とする。)

二 滞在に要する費用 (法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額 (同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者により当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額) を限度とする。)

三 基準省令第百二十七条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行つたことに伴い必要となる費用

四 基準省令第百二十七条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行つたことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用 (基準省令第百二十七条第三項第五号の厚生労働大臣が定める場合を除く。)

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第百二十七条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第百五十四条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。
(運営規程)

第四十四条 条例第百六十四条第三号の規則で定める場合は、指定短期入所生活介護事業所が、第四十条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合とする。

(指定短期入所生活介護の利用者数)

第四十五条 条例第百六十五条の規則で定める利用者数は、次に掲げるものとする。

- 一 第四十条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第四十六条 第五条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五条中「第二十七条」とあるのは「第百六十八条において準用する条例第二十七条」と読み替えるものとする。

(ユニット型指定短期入所生活介護の設備及び備品等)

第四十七条 条例第百七十一条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第百八十一条において準用する条例第百六十八条において準用する条例第百十条第二項に規定する施設防災計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ 条例第百八十一条において準用する条例第百六十八条において準用する条例第百十条第三項に規定する訓練については、昼間及び夜間において行うこと。
 - ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第百七十一条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第百七十一条第四項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

- (1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(基準条例第百五十四条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(基準条例第百五十二条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者(以下この条及び第五十二条において同じ。)の数の上限をいう。以下この号及び第五十二条第二号において同じ。)は、おおむね十人以下としなければならない。

(3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とする。この場合において、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を兼じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備及び便所

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

一 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

4 条例第百七十一条第六項の規則で定めるユニット型特別養護老人ホームは、第四十条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームとする。

5 条例第百七十一条第七項第二号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

二 階段の傾斜を緩やかにすること。

三 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

(準用)

第四十八条 第四十一条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。この場合において、第四十一条中「第百五十条第一項ただし書」とあるのは、「第百七十二条において準用する条例第百五十条第一項ただし書」と読み替えるものとする。

(ユニット型指定短期入所生活介護の利用料等の内容)

第四十九条 条例第百七十三条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三 基準省令第百四十条の六第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第百四十条の六第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（基準省令第百四十条の六第三項第五号の厚生労働大臣が定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第百四十条の六第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第百七十三条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(運営規程)

第五十条 条例第百七十八条第三号及び第四号の規則で定める場合は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所

が、第四十条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合とする。

(ユニット型指定短期入所生活介護の職員配置)

第五十一条 条例第七十九條第二項の規定で定める職員配置は、次のとおりとする。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(ユニット型指定短期入所生活介護の利用者数)

第五十二条 条例第八十条の規定で定める利用者数は、次に掲げるものとする。

- 一 第四十条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第五十三条 第四十六條の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十六條中「第六十八條」とあるのは「第八十一条において準用する条例第六十八條」と読み替えるものとする。

(基準該当短期入所生活介護に係る短期入所生活介護従業者の配置等に関する基準)

第五十四条 条例第八十三條第二項の規定で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 生活相談員 一以上
 - 二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(基準条例第六十六條に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び次条において同じ。)の数が三又はその端数を増すことに一以上
 - 三 栄養士 一以上
 - 四 機能訓練指導員 一以上
 - 五 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 4 基準該当短期入所生活介護事業者は、法に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる従業者を確保するものとする。

(基準該当短期入所生活介護の設備の設置等に関する基準)

第五十五条 条例第八十六條第二項の規定で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。
 - ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。
- 二 食堂及び機能訓練室

それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員(当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

三 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものをすること。

四 便所及び洗面設備

身体の不自由な者が使用するのに適したものをすること。

- 2 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

(準用)

第五十六条 第五条、第四十二条から第四十五条までの規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。

この場合において、第五条中「第二十七条」とあるのは「第百八十八条において準用する条例第二十七条」と、第四十二条第一項中「第百五十四条第三項」とあるのは「第百八十八条において準用する条例第百五十四条第三項」と、同条第三項中「第百五十四条第四項」とあるのは「第百八十八条において準用する条例第百五十四条第四項」と、第四十四条中「第百六十四条第三号」とあるのは「第百八十八条において準用する条例第百六十四条第三号」と、第四十五条中「第百六十五条」とあるのは「第百八十八条において準用する条例第百六十五条」と読み替えるものとする。

第十章 短期入所療養介護

(短期入所療養介護従業者の配置等に関する基準)

第五十七条 条例第百九十条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所（医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この条、次条及び第六十四条において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（条例第二百二条に規定する利用者をいう。以下この条、次条及び第六十一条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。）
- 二 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十二号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所（医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。）
- 三 療養病床（医療法第七条第一項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所（医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。）
- 四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所（看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。）

(指定短期入所療養介護の設備)

第五十八条 条例第百九十一条第一項第四号の規則で定める床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとする。

(指定短期入所療養介護の利用料等の内容)

第五十九条 条例第百九十三条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- 二 滞在に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス

費が利用者に代わり当該指定短期人所療養介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

- 三 基準省令第百四十五条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 基準省令第百四十五条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 送迎に要する費用 (基準省令第百四十五条第三項第五号の厚生労働大臣が定める場合を除く。)
 - 六 理美容代
 - 七 前各号に掲げるもののほか、指定短期人所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第百四十五条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第百九十三条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。
- (指定短期人所療養介護の診療の方針)

第六十条 条例第百九十六条の診療の方針は、次のとおりとする。

- 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行つこと。
- 二 診療に当たつては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行つこと。
- 三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行つこと。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行つこと。
- 五 特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第百四十八条第五号の厚生労働大臣が定めるもののほか行つてはならないこと。
- 六 基準省令第百四十八条第六号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならないこと。
- 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講ずること。

(指定短期人所療養介護の利用者数)

第六十一条 条例第二百二条本文の規則で定める利用者数は、次のとおりとする。

- 一 介護老人保健施設である指定短期人所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症患者療養病棟を有する病院である指定短期人所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症患者療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症患者療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- 三 診療所 (前号に掲げるものを除く。) である指定短期人所療養介護事業所にあつては、指定短期人所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第六十二条 第五条の規定は、指定短期人所療養介護の事業について準用する。この場合において、第五条中「第二十七条」とあるのは「第二百四条において準用する条例第二十七条」と読み替えるものとする。

(ユニット型指定短期人所療養介護の利用料等の内容)

第六十三条 条例第二百八条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用 (法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額 (同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期人所療養介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額) を限度とする。)
- 二 滞在に要する費用 (法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額 (同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス

費が利用者により当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 基準省令第百五十五条の五第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第百五十五条の五第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用(基準省令第百五十五条の五第三項第五号の厚生労働大臣が定める場合を除く。)

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第百五十五条の五第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第二百八条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(ユニット型指定短期入所療養介護の職員配置)

第六十四条 条例第二百四十二条第二項の規則で定める職員配置は、次のとおりとする。

一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(ユニット型指定短期入所療養介護の利用者数)

第六十五条 条例第二百五十二条本文の規則で定める利用者数は、次のとおりとする。

一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第六十六条 第六十条、第六十二条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業において準用する。この場合において、第六十条中「第百九十六条」とあるのは「第二百二十六条において準用する条例第百九十六条」と、第六十二条中「第二百四十二条」とあるのは「第二百二十六条において準用する条例第二百四十二条」と読み替えるものとする。

第十一章 特定施設入居者生活介護

(特定施設従業者の配置等に関する基準)

第六十七条 条例第二百八条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すことに一以上

二 看護職員又は介護職員 次のいずれにも該当する員数とすること。

イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(1) 利用者の数が三十以下の指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上

(2) 利用者の数が三十を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超えて五十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

ハ 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

三 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上(利用者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。)

2 前項の規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(基準条例第二百三十二条第二項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護(基準条例第二百三十二条第一項に

規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下この条において同じ。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、特定施設従業員の員数は、次の各号に掲げる従業員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が百又はその端数を増すことに一以上

二 看護職員又は介護職員 次のいずれにも該当する数とすること。

イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。)第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すことに一並びに介護予防サービスの利用者のうち同項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すことに一以上とすること。

ロ 看護職員の数は次のとおりとすること。

(1) 総利用者数が三十以下の指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上

(2) 総利用者数が三十を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

ハ 常に一以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

三 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上(総利用者数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。)

3 前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のそれぞれ一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画(同項の場合にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者(同項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者)の処遇に支障がないと認められるときは、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

8 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のそれぞれ一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。

(指定特定施設入居者生活介護の設備)

第六十八条 条例第二百二十条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行つために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第二百二十条第四項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 介護居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、一人とすることができる。

ロ フライバシートの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ハ 地階に設けてはならないこと。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 一時介護室

介護を行うために適当な広さを有すること。

三 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所

居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

五 食堂及び機能訓練室

機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の定めるところによる。

（指定特定施設入居者生活介護の利用料等の内容）

第六十九条 条例第二百二十五条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

二 おむつ代

三 前二号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

（準用）

第七十条 第五条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五条中「第二十七条」とあるのは「第二百三十七条において準用する条例第二十七条」と読み替えるものとする。

（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る特定施設従業者の配置等に関する基準）

第七十一条 条例第二百四十条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すことに一以上

二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すことに一以上

三 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。）

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（基準条例第二百二十七条第二項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（基準条例第二百二十六条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下この項において同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すことに一以上

二 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が十又はその端数を増すことに一及び介護予防サービスの利用者の数が三十又はその端数を増すことに一以上

三 計画作成担当者 一以上（総利用者数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。）

3 前二項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常に一以上の指定特定施設の従業者（外部サービス利用型特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間外にあつては、この限りでない。

5 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（同項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がないと認められるときは、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、特定施設サービス計画（同項の場合にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（同項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がないと認められるときは、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の設備）

第七十二条 条例第二百四十二条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第二百四十二条第四項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ハ 地階に設けてはならないこと。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

二 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 便所

居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

四 食堂

機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

（準用）

第七十三条 第五条及び第六十九条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第五条中「第二十七条」とあるのは「第二百四十八条において準用する条例第二十七条」と、第六十九条中「第二百二十五条第三項」とあるのは「第二百四十八条において準用する条例第二百二十五条第三項」と読み替えるものとする。

第十一章 福祉用具貸与

（福祉用具専門相談員の配置等に関する基準）

第七十四条 条例第二百五十条第二項の規則で定める基準は、福祉用具専門相談員の員数を常勤換算方法で、二以上とすることとする。

（指定福祉用具貸与の設備及び器材の基準）

第七十五条 条例第二百五十二条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 福祉用具の保管のために必要な設備

イ 清潔であること。

ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。

一 福祉用具の消毒のために必要な器材

当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

(指定福祉用具貸与の利用料等の内容)

第七十六条 条例第二百五十三條第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
- 二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(指定福祉用具貸与の方針)

第七十七条 条例第二百五十五條の指定福祉用具貸与の方針は、次のとおりとする。

- 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、条例第二百五十六條第一項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- 二 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- 三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行うた上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- 四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。
- 五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には、当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講ずるものとする。

(準用)

第七十八条 第三条及び第五条の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第二百六十三條において準用する条例第九条第二項」と、第五条中「第二十七條」とあるのは「第二百六十三條において準用する条例第二十七條」と読み替えるものとする。

(基準該当福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の配置等に関する基準)

第七十九条 条例第二百六十四條第二項の規則で定める基準は、福祉用具専門相談員の員数を常勤換算方法で、一以上とすることとする。

(準用)

第八十条 第三条、第五条及び第七十五条から第七十七条までの規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第二百六十五條において準用する条例第九条第二項」と、第五条中「第二十七條」とあるのは「第二百六十五條において準用する条例第二十七條」と、第七十五条中「第二百五十二條第二項」とあるのは「第二百六十五條において準用する条例第二百五十二條第二項」と、第七十六条中「第二百五十三條第三項」とあるのは「第二百六十五條において準用する条例第二百五十三條第三項」と、第七十七条中「第二百五十五條」とあるのは「第二百六十五條において準用する条例第二百五十五條」と読み替えるものとする。

第十三章 特定福祉用具販売

(福祉用具専門相談員の配置等に関する基準)

第八十一条 条例第二百六十七條第二項の規則で定める基準は、福祉用具専門相談員の員数を常勤換算方法で、一以上とすることとする。

(指定特定福祉用具販売の利用料等の内容)

第八十二条 条例第二百七十一條第二項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費
- 二 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(保険給付の申請に必要な書類等に記載すべき事項)

第八十三条 条例第二百七十二條の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称
- 二 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- 三 領収書
- 四 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

(指定特定福祉用具販売の方針)

第八十四条 条例第二百七十二条の指定特定福祉用具販売の方針は、次のとおりとする。

- 一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、条例第二百七十四条第一項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に臨ずるとともに、目錄等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。
- 二 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- 三 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- 四 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずるものとする。

(準用)

第八十五条 第三条及び第五条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第二百七十六条において準用する条例第九条第二項」と、第五条中「第二十七条」とあるのは「第二百七十六条において準用する条例第二十七条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第二項の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所については第四十二条第三項第一号イ及びロ並びに第二号の規定は適用しない。
- 3 平成十五年三月三十一日以前の日から引き続き指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（同年四月一日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第二十八号）による改正後の基準省令第九章第五節（第四百四十条の四第六項第一号ロ②を除く。）に規定する基準を満たすものについて、第四十七条第三項第一号ロ②の規定を適用する場合においては、同号ロ②中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むために必要な広さ」とする。
- 4 平成十二年三月三十一日以前の日から引き続き存する老人短期入所事業の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）若しくは老人短期入所施設（平成十二年四月一日に基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設（同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）であつて基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、第五十五条第一項第一号イ及びロ並びに第二号の規定は、適用しない。
- 5 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一条の規定の適用を受けているものに係る食室及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。
 - 一 食室は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
 - 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

- 6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。
- 7 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。
- 8 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一条の規定の適用を受けるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。
- 9 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」といふ。）に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準によらなければならない。
- 一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
 - 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。
- 10 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。
- 11 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第七条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。
- 12 介護保険法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十条第一項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であつて、平成十八年三月三十一日以前の日から引き続き定員四人以下であるものについては、第六十八条第二項第一号イ及び第七十二条第二項第一号イの規定は適用しない。
- 13 平成十八年三月三十一日以前の日から存する養護老人ホーム（建築中のものを含む。）にあつては、第七十二条第二項第一号イの規定は適用しない。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第五十五号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 介護予防訪問介護（第二条・第十条）
- 第三章 介護予防訪問入浴介護（第十一条・第十六条）
- 第四章 介護予防訪問看護（第十七条・第十九条）
- 第五章 介護予防訪問リハビリテーション（第二十条・第二十一条）
- 第六章 介護予防居宅療養管理指導（第二十二条・第二十四条）
- 第七章 介護予防通所介護（第二十五条・第三十三条）
- 第八章 介護予防通所リハビリテーション（第三十四条・第三十八条）
- 第九章 介護予防短期入所生活介護（第三十九条・第五十六条）

第十章 介護予防短期入所療養介護 (第五十七条・第六十七条)

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護 (第六十八条・第七十五条)

第十二章 介護予防福祉用具貸与 (第七十六条・第八十三条)

第十三章 特定介護予防福祉用具販売 (第八十四条・第八十九条)

附 則

第一章 総 則

(趣 旨)

第一条 この規則は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十七号。以下「条例」といふ。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 介護予防訪問介護

(訪問介護員等の配置等に関する基準)

第二条 条例第六条第二項の規則で定める基準は、訪問介護員等の員数を常勤換算方法(当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいふ。以下同じ。)で、一・五以上とするものとする。

2 条例第六条第三項のサービス提供責任者は、常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が四十又はその端数を増すことに常勤換算方法で一人以上置くものとする。

3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(電磁的方法)

第三条 指定介護予防訪問介護事業者は、条例第九条第二項の規定による電磁的方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 次項各号に掲げる方法のうち、使用する方法

二 ファイルへの記録の方式

2 条例第九条第二項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第四条 条例第二十四条の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 正当な理由がなく、指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(サービス提供責任者の業務)

第五条 条例第二十六条第三項の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

一 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

二 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。

三 サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。

四 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

六 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。

- 七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- 八 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(指定介護予防訪問介護の方針)

第六条 条例第四十一条の指定介護予防訪問介護の方針は、次のとおりとする。

- 一 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- 二 サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成すること。
- 三 介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- 四 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- 五 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成したときは、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付すること。
- 六 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- 七 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 八 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- 九 サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）を行うこと。
- 十 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。
- 十一 サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うこと。

2 前項（第十一号を除く。）の規定は、回号に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。

(指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意事項)

第七条 条例第四十二条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）第三十条第七号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- 二 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(基準該当介護予防訪問介護に係る訪問介護員等の配置等に関する基準)

第八条 条例第四十三条第二項の規則で定める基準は、訪問介護員等の員数を三人以上とすることとする。

(同居家族に対するサービス提供の条件)

第九条 条例第四十六条第一項ただし書の規則で定める場合は、次のいずれにも該当する場合とする。

- 一 当該介護予防訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定介護予防訪問介護のみによつては必要な介護予防訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町が認めるものに住所を有する場合

- 一 当該介護予防訪問介護が、指定介護予防支援事業者又は基準該当介護予防支援の事業を行う者の作成する介護予防サービス計画に基づいて提供される場合
 - 二 当該介護予防訪問介護が、第四十三条第三項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
 - 四 当該介護予防訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
 - 五 当該介護予防訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が介護予防訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合
- 2 条例第四十六条第二項の規則で定める介護予防訪問介護計画は、第六条第一項第二号に規定する介護予防訪問介護計画とする。

(準用)

第十条 第三条から第七条までの規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第四十七条において準用する条例第九条第二項」と、第四条中「第二十四条」とあるのは「第四十七条において準用する条例第二十四条」と、第五条中「第二十六条第三項」とあるのは「第四十七条において準用する条例第二十六条第三項」と、第六条中「第四十一条」とあるのは「第四十七条において準用する条例第四十一条」と、第七条中「第四十二条」とあるのは「第四十七条において準用する条例第四十二条」と読み替えるものとする。

第三章 介護予防訪問入浴介護

(介護予防訪問入浴介護従業者の配置等に関する基準)

第十一条 条例第四十九条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 看護職員 一以上
- 二 介護職員 一以上

2 前項各号に掲げる従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(指定介護予防訪問入浴介護の利用料等の内容)

第十二条 条例第五十二条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費
- 二 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

(準用)

第十三条 第三条及び第四条の規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第五十七条において準用する条例第九条第二項」と、第四条中「第二十四条」とあるのは「第五十七条において準用する条例第二十四条」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問入浴介護の方針)

第十四条 条例第五十九条の指定介護予防訪問入浴介護の方針は、次のとおりとする。

- 一 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- 二 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 三 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- 四 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員一人をもって行うものとし、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合は、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
- 五 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用すること。

(基準該当介護予防訪問入浴介護に係る介護予防訪問入浴介護従業者の配置等に関する基準)

第十五条 条例第六十条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 看護職員 一以上
- 二 介護職員 一以上

(準用)

第十六条 第三条、第四条、第十二条及び第十四条の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第六十三条において準用する条例第九条第二項」と、第四条中「第二十四条」とあるのは「第六十三条において準用する条例第二十四条」と、第十二条中「第五十二条第三項」とあるのは「第六十三条において準用する条例第五十二条第三項」と、第十四条中「第五十九条」とあるのは「第六十三条において準用する条例第五十九条」と読み替えるものとする。

第四章 介護予防訪問看護

(看護師等の配置等に関する基準)

第十七条 条例第六十五条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 指定介護予防訪問看護ステーションの従業者 次の従業者の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。
 - イ 看護職員 常勤換算方法で、二・五以上
 - ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数
 - 二 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関において指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員 適当数
- 2 前項第一号イの看護職員のうち一名は、常勤でなければならない。

(準用)

第十八条 第三条及び第四条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第七十五条において準用する条例第九条第二項」と、第四条中「第二十四条」とあるのは「第七十五条において準用する条例第二十四条」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問看護の方針)

第十九条 条例第七十七条の指定介護予防訪問看護の方針は、次のとおりとする。

- 一 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- 二 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出すること。
- 三 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容及び沿って作成すること。
- 四 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- 五 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成したときは、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付すること。
- 六 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第二号に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うこと。
- 七 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- 八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- 九 特殊な看護等については、これを行ってはならないこと。
- 十 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握(以下この項において「モニタリング」といふ。)を行うこと。

- 十一 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出すること。
- 十二 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行うこと。
- 十三 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出すること。
- 2 前項（第十三号を除く。）の規定は、同号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。
- 3 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあつては、第二号から第六号まで及び第十号から第十三号まで及び前項の規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」といふ。）への記載をもつて代えることができる。
- 4 前項の規定は、条例第七十八条第二項の規定による主治の医師の文書による指示について準用する。

第五章 介護予防訪問リハビリテーション

（準用）

第二十条 第三条及び第四条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する条例第九条第一項」と、第四条中「第二十四条」とあるのは「第八十五条において準用する条例第二十四条」と読み替えるものとする。（指定介護予防訪問リハビリテーションの方針）

第二十一条 条例第八十七条の指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、次のとおりとする。

- 一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービスマン担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- 二 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリテーション計画を作成すること。
- 三 介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- 四 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- 五 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成したときは、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付すること。
- 六 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。
- 七 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- 八 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- 九 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告すること。
- 十 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」といふ。）を行うこと。
- 十一 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。

十二 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うこと。

2 前項(第十二号を除く。)の規定は、同号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

第六章 介護予防居宅療養管理指導

(介護予防居宅療養管理指導従業者の配置等に関する基準)

第二十二条 条例第八十九条第二項の規定で定める基準は、次の各号に掲げる事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 次に掲げる従業員の区分に応じ、それぞれに定める数とする。こと。

イ 医師又は歯科医師 一以上

ロ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた相当数

二 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 薬剤師一以上

三 指定訪問看護ステーション等である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員一以上

(準用)

第二十三条 第三条及び第四条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第九十四条において準用する条例第九条第二項」と、第四条中「第二十四条」とあるのは「第九十四条において準用する条例第二十四条」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の方針)

第二十四条 条例第九十六条の指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次のとおりとする。

一 医師又は歯科医師が行う指定介護予防居宅療養管理指導

イ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。

ロ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

ハ ロに規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。

ニ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

ホ 二の情報提供又は助言は、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

ヘ ホの場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

ト それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録すること。

二 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導

イ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示(薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。

ロ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

ハ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

ニ それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

三 看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導

イ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要の情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

ロ 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

ハ それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

第七章 介護予防通所介護

(介護予防通所介護従業者の配置等に関する基準)

第二十五条 条例第九十八条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要な数

二 看護職員 指定介護予防通所介護の単位(指定介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要な数

三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が、利用者(当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十六号。以下「基準条例」という。)第百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護(基準条例第九十九条に規定する指定通所介護をいう。以下この号において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が十五人以下の場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要な数

四 機能訓練指導員 一以上

2 当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員(当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次条において同じ。)が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要な数とすることができる。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員(前項の規定の適用を受けられる場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第六項において同じ。)を、常時一人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がないと認められるときは、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

6 第一項第一号の生活相談員又は同項第三号の介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(指定介護予防通所介護の設備の設置等に関する基準)

第二十六条 条例第百条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 食堂及び機能訓練室

それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

二 相談室

遮ぐい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(指定介護予防通所介護の利用料等の内容)

第二十七条 条例第百一条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 おもつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担させることが適当と認められるもの

2 前項第二号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「基準省令」といふ。）第百条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(準用)

第二十八条 第三条及び第四条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第百八条において準用する条例第九条第二項」と、第四条中「第二十四条」とあるのは「第百八条において準用する条例第二十四条」と読み替えるものとする。

(指定介護予防通所介護の方針)

第二十九条 条例第百十条の指定介護予防通所介護の方針は、次のとおりとする。

一 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

二 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介護計画を作成すること。

三 介護予防通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。

四 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

五 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成したときは、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付すること。

六 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。

七 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

八 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

九 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」といふ。）を行うこと。

十 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。

十一 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計

画の変更を行うこと。

- 2 前項（第十一号を除く。）の規定は、同号に規定する介護予防通所介護計画の変更について準用する。
（指定介護予防通所介護の提供に当たつての留意事項）

第三十条 条例第百十一条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- 二 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されているもの等の適切なものとする。
- 三 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴つような強い負荷を伴つサービスの提供は行わないとともに、条例第百十二条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通して、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（基準該当介護予防通所介護に係る介護予防通所介護従業者の配置等に関する基準）

第三十一条 条例第百十二条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要な数
- 二 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位（基準該当介護予防通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要な数
- 三 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者（当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護（基準条例第百二十二条第一項に規定する基準該当通所介護をいう。以下この号において同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が十五人以下の場合にあつては一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要な数

四 機能訓練指導員 一以上

- 2 当該基準該当介護予防通所介護事業所の利用定員（当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次条において同じ。）が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要な数とすることができる。
- 3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第一項第三号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時一人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がないと認められるときは、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

（基準該当介護予防通所介護の設備の設置等に関する基準）

第三十二条 条例第百五条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以

上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

一 生活相談を行う場所

遮くい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(準用)

第三十二条 第三条、第四条、第二十七条、第二十九条及び第三十条の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第百十六条において準用する条例第九条第二項」と、第四条中「第二十四条」とあるのは「第百十六条において準用する条例第二十四条」と、第二十七条第一項中「第一百一条第三項」とあるのは「第百十六条において準用する条例第一百一条第三項」と、第二十九条中「第一百条」とあるのは「第百十六条において準用する条例第一百条」と、第三十条中「第一百一条」とあるのは「第一百条において準用する条例第一百一条」と読み替えるものとする。

第八章 介護予防通所リハビリテーション

(介護予防通所リハビリテーション従業者の配置等に関する基準)

第三十四条 条例第百十八条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数
- 二 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

イ 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(基準条例第百三十七条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション(基準条例第百三十六条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下この号において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者(以下この条及び次条において同じ。)の数が、十人以下の場合にあつては、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上、十人を超える場合にあつては、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除して得た数以上確保されていること。

ロ イに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が百又はその端数を増すことに一以上確保されていること。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

- 一 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合にあつては、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上、十人を超える場合にあつては、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除して得た数以上確保されていること。
- 二 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するカーブスに一年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、〇・一以上確保されていること。

3 第一項第一号の医師は、常勤でなければならない。

(指定介護予防通所リハビリテーションの設備の設置等に関する基準)

第三十五条 条例第百十九条第二項の規則で定める基準は、三平方メートルに利用定員(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに共用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。

(準用)

第三十六条 第三条、第四条及び第二十七条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第二百二十四条において準用する条例第九条第二項」と、第四条中「第二十四条」とあるのは「第二百二十四条において準用する条例第二十四条」と、第二十七条第一項中「第一百一条第三項」とあるのは「第二百二十四条において準用する条例第一百一条第三項」と読み替えるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの方針)

第三十七条 条例第二百二十六条の指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、次のとおりとする。

- 一 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
 - 二 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下この条において「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を真に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成すること。
 - 三 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
 - 四 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
 - 五 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成したときは、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付すること。
 - 六 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
 - 七 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
 - 八 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
 - 九 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）を行うこと。
 - 十 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。
 - 十一 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うこと。
- 2 前項（第十一号を除く。）の規定は、同号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

(指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たつての留意事項)

第三十八条 条例第二百二十七条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- 二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されているもの等の適切なものとす

るこひ

三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が脆弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、条例第百二十八条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

第九章 介護予防短期入所生活介護

(介護予防短期入所生活介護従業者の配置等に関する基準)

第三十九条 条例第百三十条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 医師 一以上
 - 二 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すことに一以上
 - 三 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上
 - 四 栄養士 一以上
 - 五 機能訓練指導員 一以上
 - 六 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十條の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)であつて、その全部又は一部が入所に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- 3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第二十條の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和三十二年法律第百五号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数を確保するものとする。
- 5 第一項第二号の生活相談員並びに同項第三号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員(条例第百三十条第一項ただし書に規定する利用定員をいう。第四十一条第三項第二号及び第四十四条第二号において同じ。)が二十人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。
- 6 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

(利用定員等)

第四十条 条例第百三十二條第一項ただし書の規則で定める要件は、前条第二項の適用を受けることとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の設備及び備品等)

第四十一条 条例第百三十三條第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下この条及び第四十七条第一項において「居室等」という。)を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第百四十三條において準用する条例第百五條第二項に規定する施設防災計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ 条例第百四十三條において準用する条例第百五條第三項に規定する訓練については、昼間及び夜間において行うこと。
 - ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第百三十三條第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

一 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

二 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第百三十三条第四項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室

それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

三 浴室

要支援者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所及び洗面設備

それぞれ要支援者が使用するのに適したものとすること。

4 条例第百三十三条第六項の規則で定める特別養護老人ホームは、第三十九条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームとする。

5 条例第百三十三条第七項第二号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

二 階段の傾斜を緩やかにすること。

三 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

(指定介護予防短期入所生活介護の利用料等の内容)

第四十二条 条例第百三十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者により当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者により当該指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三 基準省令第百二十五条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第百二十五条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 送迎に要する費用（基準省令第百三十五条第三項第五号の厚生労働大臣が定める場合を除く。）

六 理美容代

七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第百二十五条第四項の厚生労働大臣が定めることによるものとする。

3 条例第百三十六条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(運営規程)

第四十三条 条例第百三十九条第三号の規則で定める場合は、指定介護予防短期入所生活介護事業者が、第三十九条

第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合とする。

(指定介護予防短期入所生活介護の利用者数)

第四十四条 条例第四百十条の規則で定める利用者数は、次に掲げるものとする。

- 一 第三十九条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第四十五条 第四条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十四条」とあるのは「第四百十三条において準用する条例第二十四条」と読み替えるものとする。

(指定介護予防短期入所生活介護の方針)

第四十六条 条例第四百十五条の指定介護予防短期入所生活介護の方針は、次のとおりとする。

- 一 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- 二 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所生活介護計画を作成すること。
- 三 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。
- 四 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- 五 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成したときは、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付すること。
- 六 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- 七 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の設備及び備品等)

第四十七条 条例第五百四十四条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 居室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 居室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第六十条において準用する条例第四百十三条において準用する条例第二百五条第二項に規定する施設防災計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ 条例第六十条において準用する条例第四百十三条において準用する条例第二百五条第三項に規定する訓練については、昼間及び夜間において行うこと。
 - ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第五百四十四条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
 - 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第四百四十五条第四項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 コニット

イ 居室

- (1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（基準条例第百七十一条第一項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（基準条例第百六十九条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第五十二条において同じ。）の数の上限をいう。以下この号及び第五十二条第二号において同じ。）は、おおむね十人以下としなければならない。
- (3) 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。この場合において、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。
- (4) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

ロ 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備及び便所

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。
- (2) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

二 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

4 条例第百五十四条第六項の規則で定めるユニット型特別養護老人ホームは、第三十九条第二項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームとする。

5 条例第百五十四条第七項第二号の規則で定める基準は、次の各号に定めるとおりとする。

一 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

二 階段の傾斜を緩やかにすること。

三 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

(準用)

第四十八条 第四十条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。この場合において、第四十条中「第百三十二条第一項ただし書」とあるのは、「第百五十五条において準用する条例第百三十二条第一項ただし書」と読み替えるものとする。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用料等の内容)

第四十九条 条例第百五十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同号に

規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

- 三 基準省令第百五十五条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 基準省令第百五十五条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 送迎に要する費用 (基準省令第百五十五条第三項第五号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
 - 六 理美容代
 - 七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担を軽減することが適当と認められるもの
- 2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第百五十五条第四項の厚生労働大臣が定めることによるものとする。
 - 3 条例第百五十六条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(運営規程)

第五十条 条例第百五十七条第三号及び第四号の規則で定める場合は、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所が、第三十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合とする。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の職員配置)

第五十一条 条例第百五十八条第二項の規則で定める職員配置は、次のとおりとする。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者数)

第五十二条 条例第百五十九条の規則で定める利用者数は、次に掲げるものとする。

- 一 第三十九条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第五十三条 第四十五条及び第四十六条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四十五条中「第百四十三条」とあるのは「第百六十条において準用する条例第百四十三条」と、第四十六条中「第百四十五条」とあるのは「第百六十五条において準用する条例第百四十五条」と読み替えるものとする。

(基準該当介護予防短期入所生活介護に係る介護予防短期入所生活介護従業者の配置等に関する基準)

第五十四条 条例第百六十七条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 生活相談員 一以上
 - 二 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者(当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護(基準条例第百八十二条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び次条において同じ。)の数が二又はその端数を増すことに一以上
 - 三 栄養士 一以上
 - 四 機能訓練指導員 一以上
 - 五 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。
 - 3 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を

有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

- 4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法に規定する指定介護予防通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる従業者を確保するものとする。

(基準該当介護予防短期入所生活介護の設備の設置等に関する基準)

第五十五条 条例第一百七十条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 居室

- イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
ロ 利用者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル以上とすること。
ハ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室

それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員(当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

三 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所及び洗面設備

身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

- 2 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものとなければならない。

(準用)

第五十六条 第四条、第四十二条から第四十四条まで及び第四十六条の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十四条」とあるのは「第七十二条において準用する条例第二十四条」と、第四十二条第一項中「第三十六条第三項」とあるのは「第七十二条において準用する条例第三十六条第三項」と、同条第三項中「第三十六条第四項」とあるのは「第七十二条において準用する条例第三十六条第四項」と、第四十三条中「第三十九条第三号」とあるのは「第七十二条において準用する条例第三十九条第三号」と、第四十四条中「第四十条」とあるのは「第七十二条において準用する条例第四十条」と、第四十六条中「第四十五条」とあるのは「第七十二条において準用する条例第四十五条」と読み替えるものとする。

第十章 介護予防短期入所療養介護

(介護予防短期入所療養介護従業者の配置等に関する基準)

第五十七条 条例第七十四条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所(医師、薬剤師、看護職員(看護師及び准看護師をいう。以下この条及び第六十五条において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者(条例第八十条に規定する利用者をいう。以下この条、次条及び第六十条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
- 二 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法(以下「平成十八年旧介護保険法」といふ。)第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」といふ。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所(医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成十八年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
- 三 療養病床(医療法第七条第一項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所(医師、薬剤師、看護職員、介護職員

(同法に規定する看護補助者をいづ)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

四 診療所（前二号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一以上であることかつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一以上配置していること。

(指定介護予防短期入所療養介護の設備)

第五十八条 条例第百七十五条第一項第四号の規則で定める床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとする。

(指定介護予防短期入所療養介護の利用料等の内容)

第五十九条 条例第百七十七条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - 二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
 - 三 基準省令第百九十条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 基準省令第百九十条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 送迎に要する費用（基準省令第百九十条第三項第五号の厚生労働大臣が定める場合を除く。）
 - 六 理美容代
 - 七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第百九十条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第百七十七条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(指定介護予防短期入所療養介護の利用者数)

第六十条 条例第百八十条本文の規則で定める利用者数は、次のとおりとする。

- 一 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- 三 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第六十一条 第四条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十四条」とあるのは「第百八十二条において準用する条例第二十四条」と読み替えるものとする。

(指定介護予防短期入所療養介護の方針)

第六十二条 条例第百八十四条の指定介護予防短期入所療養介護の方針は、次のとおりとする。

- 一 指定介護予防短期入所療養介護の提供にあつては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- 二 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療

養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防短期入所療養介護計画を作成すること。

三 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成すること。

四 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

五 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成したときには、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付すること。

六 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。

七 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(指定介護予防短期入所療養介護の診療の方針)

第六十三条 条例第百八十五条の診療の方針は、次のとおりとする。

- 一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行うこと。
- 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分に配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- 三 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行うこと。
- 五 特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第百九十八条第五号の厚生労働大臣が定めるもののほか行うてはならないこと。
- 六 基準省令第百九十八条第六号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならないこと。
- 七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講ずること。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用料等の内容)

第六十四条 条例第百九十三条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - 二 滞在に要する費用（法第六十一条の三第一項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
 - 三 基準省令第二百六条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 基準省令第二百六条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 五 送迎に要する費用（基準省令第二百六条第三項第五号の厚生労働大臣が定める場合を除く。）
 - 六 理美容代
 - 七 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第二百六条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第百九十三条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の職員配置)

第六十五条 条例第百九十五条第二項の規則で定める職員配置は、次のとおりとする。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者数)

第六十六条 条例第百九十六条本文の規則で定める利用者数は、次のとおりとする。

- 一 ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第六十七条 第六十一条から第六十三条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第六十一条中「第百八十二条」とあるのは「第百九十七条において準用する条例第百八十二条」と、第六十二条中「第百八十四条」とあるのは「第二百二条において準用する条例第百八十四条」と、第六十三条中「第百八十五条」とあるのは、「第二百二条において準用する条例第百八十五条」と読み替えるものとする。

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

(介護予防特定施設従業者の配置等に関する基準)

第六十八条 条例第二百四十二条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すことに一以上
- 二 看護職員又は介護職員 次のいずれにも該当する員数とする。
 - イ 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すことに一及び利用者のうち同項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すことに一以上であること。
 - ロ 看護職員の数は、次のとおりとする。
 - (1) 利用者の数が三十を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上
 - (2) 利用者の数が三十を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に利用者の数が三十を超えて五十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上
- ハ 常に一以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。
- 三 機能訓練指導員 一以上
- 四 計画作成担当者 一以上（利用者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。）

2 前項の規定にかかわらず、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（基準条例第二百七条第二項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と指定特定施設入居者生活介護（基準条例第二百七条第一項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下この条において同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が百又はその端数を増すことに一以上

二 看護職員又は介護職員 次のいずれにも該当する員数とすること。

イ 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者のうち認定省令第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービスの利用者の数が三又はその端数を増すことに一以上並びに利用者のうち同項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すことに一以上であること。

ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

- (1) 総利用者数が三十を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一以上
- (2) 総利用者数が三十を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、一に総利用者数が三十を超えて五十又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

ハ 常に一以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

三 機能訓練指導員 一以上

四 計画作成担当者 一以上 (総利用者数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。)

3 前二項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人を常勤とするものとする。

6 第一項第三号又は第二項第三号の機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第一項第四号又は第二項第四号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画 (同項の場合にあつては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画) の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者 (同項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者) の処遇に支障がないと認められるときは、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

8 第二項第二号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のそれぞれ一人以上は常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか一人が常勤であれば足りるものとする。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の設備)

第六十九条 条例第二百六十六条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第二百六十六条第四項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 介護居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ フライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ハ 地階に設けてはならないこと。

ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

二 一時介護室

介護を行うために適当な広さを有すること。

三 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものをとすること。

四 便所

居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

五 食堂及び機能訓練室

機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の定めるところによる。

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の利用料等の内容）

第七十条 条例第二百十一條第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

二 おむつ代

三 前二号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担させることが適当と認められるもの

（準用）

第七十一条 第四条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十四条」とあるのは「第二百十八条において準用する条例第二十四条」と読み替えるものとする。

（指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針）

第七十二条 条例第二百二十条の指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、次のとおりとする。

一 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たつては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。

二 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成すること。

三 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たつては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。

四 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成したときは、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付すること。

五 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たつては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。

六 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たつては、懇切丁寧に行つてことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

七 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行つてことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防特定施設サービス計画の実施状況の把握（次号において「モニタリング」といふ。）を行つたことにより、利用者についての解決すべき課題の把握を行うこと。

八 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行うこと。

2 前項（第八号を除く。）の規定は、同号に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。

（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防特定施設従業者の配置等に関する基準）

第七十三条 条例第二百二十八條第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が百又はその端数を増すことに一以上

- 一 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三十又はその端数を増すことに一以上
 - 二 計画作成担当者 一以上(利用者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。)
- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者(基準条例第二百三十九条第二項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(基準条例第二百三十八条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下この項において同じ。)の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
- 一 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この条において「居宅サービスの利用者」という。)の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が百又はその端数を増すことに一以上
 - 二 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が十又はその端数を増すことに一以上及び利用者の数が三十又はその端数を増すことに一以上
 - 三 計画作成担当者 一以上(総利用者数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。)
- 3 前二項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に一以上の指定介護予防特定施設の従業者(外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。)を確保しなければならない。ただし、宿賃時間帯にあつては、この限りではない。
- 5 第一項第一号又は第二項第一号の生活相談員のうち一人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者(同項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がないと認められるときは、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第一項第三号又は第二項第三号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であつて、介護予防特定施設サービス計画(同項の場合にあつては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画)の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者(同項の場合にあつては、利用者及び居宅サービスの利用者)の処遇に支障がないと認められるときは、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

(外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る設備)

第七十四条 条例第二百三十条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 2 条例第二百三十条第四項の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - ロ フライバシートの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
 - ハ 地階に設けてはならないこと。
 - ニ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ホ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
 - 二 浴室
 - 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。
 - 三 便所

居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

四 食堂

機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならぬ。

4 前三項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

(準用)

第七十五条 第四条、第七十条及び第七十二条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十四条」とあるのは「第二百三十五条において準用する条例第二十四条」と、第七十条中「第二百十一条第三項」とあるのは「第二百三十五条において準用する条例第二百十一条第三項」と、第七十二条第一項中「第二百十条」とあるのは「第二百三十七条において準用する条例第二百二十条」と読み替えるものとする。

第十一章 介護予防福祉用具貸与

(福祉用具専門相談員の配置等に関する基準)

第七十六条 条例第二百二十九条第二項の規則で定める基準は、福祉用具専門相談員の員数を常勤換算方法で、二以上とすることとする。

(指定介護予防福祉用具貸与の設備及び器材の基準)

第七十七条 条例第二百四十一条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 福祉用具の保管のために必要な設備

イ 清潔であること。

ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。

二 福祉用具の消毒のために必要な器材

当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

(指定介護予防福祉用具貸与の利用料等の内容)

第七十八条 条例第二百四十二条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費

二 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(準用)

第七十九条 第三条及び第四条の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第二百四十九条において準用する条例第九条第二項」と、第四条中「第二十四条」とあるのは「第二百四十九条において準用する条例第二十四条」と読み替えるものとする。

(指定介護予防福祉用具貸与の方針)

第八十条 条例第二百五十一条の指定介護予防福祉用具貸与の方針は、次のとおりとする。

一 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。

二 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、条例第二百五十二条に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。

三 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

四 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。

五 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説

明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

六 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。

(指定介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第八十一条 条例第二百五十二条の規則で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 福祉用具専門相談員は、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、条例第一百六十六条に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成すること。
- 二 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容及びに沿って作成すること。
- 三 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- 四 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成したときは、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付すること。
- 五 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づきサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）を行うこと。
- 六 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。
- 七 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うこと。

2 前項第一号から第四号までの規定は、同項第七号に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。

(基準該当介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の配置等に関する基準)

第八十二条 条例第二百五十二条第二項の規則で定める基準は、福祉用具専門相談員の員数を常勤換算方法で、二以上とすることとする。

(準用)

第八十三条 第三条、第四条、第七十七条、第七十八条、第八十条及び第八十一条の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第二百五十四条において準用する条例第九条第二項」と、第四条中「第二十四条」とあるのは「第二百五十四条において準用する条例第二十四条」と、第七十七条中「第二百四十一条第二項」とあるのは「第二百五十四条において準用する条例第二百四十一条第二項」と、第七十八条中「第二百四十二条第三項」とあるのは「第二百五十四条において準用する条例第二百四十二条第三項」と、第八十条中「第二百五十一条」とあるのは「第二百五十四条において準用する条例第二百五十一条」と、同条第二号及び第八十一条第一項中「第二百五十二条」とあるのは「第二百五十四条において準用する条例第二百五十二条」と読み替えるものとする。

第十三章 指定介護予防福祉用具販売

(福祉用具専門相談員の配置等に関する基準)

第八十四条 条例第二百五十六条第二項の規則で定める基準は、福祉用具専門相談員の員数を常勤換算方法で、二以上とすることとする。

(指定特定介護予防福祉用具販売の利用料等の内容)

第八十五条 条例第一百六十条第二項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費
- 二 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(保険給付の申請に必要な書類等に記載すべき事項)

第八十六条 条例第一百六十一条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称
- 二 販売した指定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
- 三 領収書
- 四 当該指定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該指定介護予防福祉用具の概要

(準用)

第八十七条 第三条及び第四条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第三条第一項及び第二項中「第九条第二項」とあるのは「第二百六十二条において準用する条例第九条第一項」と、第四条中「第二十四条」とあるのは「第二百六十二条において準用する条例第二十四条」と読み替えるものとする。

(指定特定介護予防福祉用具販売の方針)

第八十八条 条例第二百六十五条の指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次のとおりとする。

- 一 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ること。
- 二 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、条例第二百六十六条に規定する特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うこと。
- 三 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- 四 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- 五 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講ずること。

(指定特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第八十九条 条例第二百六十六条の規則で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 福祉用具専門相談員は、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成すること。
- 二 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容及び沿って作成すること。
- 三 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- 四 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成したときは、当該指定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 基準条例附則第二項の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第四十一条第三項第一号イ及びロ並びに第二号の規定は、適用しない。
- 3 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十五年厚生労働省令第二十八号)第三条の規定の適用を受けているユニット型指定短期入所生活介護事業所においてユニット型指定短期入所生活介護の事業を行うユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第四十七条第三項第一号ロ②中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むために必要な広さ」とする。
- 4 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十二年厚生省令第三十七号)附則第二項の適用を受けている基準該当短期入所生活介護事業所において、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営な

れている場合については、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるときは、第五十五条第一項第一号イ及びロ並びに第二号の規定は、適用しない。

- 5 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十二條の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。
 - 一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
 - 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。
- 6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。
- 7 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。
- 8 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一條の規定の適用を受けるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。
- 9 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四條の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によらなければならない。
 - 一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
 - 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。
- 10 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。
- 11 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第七条の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。
- 12 平成十八年三月三十一日以前の日から引き続き存する指定特定施設(基準条例第二百十八條第一項に規定する特定施設であつて、指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。)であつて、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものについては、第六十九條第二項第一号イ及び第七十四條第二項第一号イの規定は適用しない。
- 13 平成十八年三月三十一日以前の日から存する養護老人ホーム(同年四月一日において建築中であつたものを含む。)にあつては、第七十四條第二項第一号イの規定は適用しない。

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第五十六号

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(従業者の配置等に関する基準)

第二条 条例第四条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数のとおりとする。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 生活相談員 入所者の数が百又はその端数を増すことに一以上
- 三 介護職員又は看護職員 次に掲げる数
 - イ 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法（当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護老人福祉施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下この項において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すことに一以上
 - ロ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
 - (1) 入所者の数が三十以下の指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、一以上
 - (2) 入所者の数が三十を超えて五十以下の指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、二以上
 - (3) 入所者の数が五十を超えて百三十以下の指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、三以上
 - (4) 入所者の数が百三十を超える指定介護老人福祉施設にあつては、常勤換算方法で、三に、入所者の数が百三十を超えて五十又はその端数を増すことに一を加えた数以上

四 栄養士 一以上

五 機能訓練指導員 一以上

六 介護支援専門員 一以上（入所者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。）

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。以下この項において同じ。）とユニット型指定介護老人福祉施設又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。第八項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第百五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）とを併設する場合における介護職員及び看護職員（第十三条の規定により配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。

4 第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第三号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

7 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がないと認められるときは、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

8 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（指定地域密着型サービス基準第百三十一条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下この項において同じ。）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。）である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合は、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(設備の設置等に関する基準)

第三条 条例第五条第二項第三号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 静養室

介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

三 浴室

要介護者が入浴するのに適したものとすること。

四 洗面設備

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 要介護者が使用するのに適したものとすること。

五 便所

- イ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- ロ プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

六 医務室

- イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所とすること。
- ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

七 食堂及び機能訓練室

- イ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、二平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。
- ロ 必要な備品を備えること。

2 前項各号並びに条例第五条第一項第八号及び第三十一条第一項に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(電磁的方法)

第四条 指定介護老人福祉施設は、条例第六条第二項の規定による電磁的方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 次項各号に掲げる方法のうち使用する方法
- 二 ファイルへの記録の方式

2 条例第六条第二項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 二 磁気ディスクその他これに準じる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

(利用料等の内容)

第五条 条例第十三条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」といふ。）第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- 二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号。以下「基準省令」といふ。）第九条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 基準省令第九条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行う

たことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第九条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 指定介護老人福祉施設は、第一項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(モニタリング等)

第六条 条例第十六条第十項の規定による実施状況の把握(第二号において「モニタリング」といふ。)は、次に掲げるところにより行つものとする。ただし、特段の事情があるときは、この限りでない。

- 一 定期的に入所者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

2 条例第十六条第十一項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- 二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(入所者に関する市町への通知)

第七条 条例第二十四条の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 正当な理由がなく、指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受け、又は受けよつとしたとき。

(計画担当介護支援専門員の業務)

第八条 条例第二十七条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- 三 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、当該入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行つこと。
- 四 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- 五 条例第十五条第五項、第三十八条第二項及び第四十条第三項の記録をすること。

(衛生管理等)

第九条 条例第三十二条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、基準省令第二十七条第四項に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿つた対応を行つこと。

(事故の発生又はその再発の防止のための措置)

第十条 条例第四十条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生防止のための指針を整備す

ること。

一 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

二 事故の発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の設置等に関する基準)

第十一条 条例第四十五条第二項第三号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室(条例第四十三条に規定する共同生活室をいう。以下この項において同じ。)に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの人数定員は、おおむね十人以下としなければならない。

(2) 一の居室の床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、条例第四十五条第二項第一号ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とする。

(3) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの人数定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。

(2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適當数設けること。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

三 浴室

要介護者が入浴するのに適したものとすること。

三 医務室

イ 医療法第一条の五第二項に規定する診療所とすること。

ロ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

2 前項第二号及び第三号並びに条例第四十五条第四項及び第五十四条において準用する第三十一条第一項に掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の利用率等の内容)

第十二条 条例第四十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三 基準省令第四十一条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第四十一条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第四十一条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 コニット型指定介護老人福祉施設は、第一項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。この場合において、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(コニット型指定介護老人福祉施設の職員配置等に関する基準)

第十三条 条例第五十二条第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるとおりとする。

一 昼間については、コニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

二 夜間及び深夜については、コニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

三 コニットごとに、常勤のコニットリーダーを配置すること。

(準用)

第十四条 第四条、第六条から第十条までの規定は、コニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項中「第六条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第六条第二項」と、第六条第一項中「第十六条第十項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第十六条第十項」と、同条第二項中「第十六条第十一項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第十六条第十一項」と、第七条中「第二十四条」とあるのは「第五十四条において準用する条例第二十四条」と、第八条中「第二十七条」とあるのは「第五十四条において準用する条例第二十七条」と、同条第五号中「第十五条第五項」とあるのは「第四十七条第七項並びに第五十四条において準用する」と、第九条中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第三十二条第二項」と、第十条中「第四十条第一項」とあるのは「第五十四条において準用する条例第四十条第一項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十二年四月一日以前の日から引き続き存する特別養護老人ホーム(条例附則第二項に規定する特別養護老人ホームをいう。第三項において同じ。)の建物(同日に基本的な設備が完成しているものを含み、同日二日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。)について第三条第一項第一号イの規定を適用する場合には、同号イ中「十・六五平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」とする。

3 平成十二年三月三十一日以前の日から引き続き存する特別養護老人ホームの建物については、第三条第一項第七号イ(食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。)の規定は、当分の間適用しない。

4 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床について平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和二十八年法律第百三十三号)第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。次項において同じ。))その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第三条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は

機能訓練に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができるものとする。

5 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床について平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいふ。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食室及び機能訓練室については、第三条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 食室及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができること。

二 食室は、一平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができること。

6 平成十五年四月一日以前の日から引き続き法第四十八条第一項第一号の規定による指定を受けている介護老人福祉施設（同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十五年厚生労働省令第三十号）による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第五章に規定する基準を満たすものについて、第十一条第一項第一号ロ②の規定を適用する場合においては、同号ロ②中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

7 当分の間、第五条第一項第一号中「食費の基準費用額（同条第四項）とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号。以下「施行法」といふ。）第十三条第五項に規定する特定要介護旧措置入所者をいふ。以下同じ。）にあつては、同項第一号に規定する食費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項）と「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額）」と、第五条第一項第二号及び第十二条第一項第二号中「居住費の基準費用額（同条第四項）とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項）と「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額）」と、同条第一項第一号中「食費の基準費用額（同条第四項）とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額）（法第五十一条の三第四項）と「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額）」とする。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第五十七号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十九号。以下「条例」といふ。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(従業者の配置等に関する基準)

第二条 条例第三条第二項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

一 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適当数

二 准看護師又は介護職員 常勤換算方法（当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいふ。以下この項において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すことに看護職員（看護師又は准看護師をいふ。以下この項及び第十五条において同じ。）及び介護職員を一以上（看護職員の数は看護職員及び介護職員の総数

の七分の二程度を標準とする。)

- 三 支援相談員 一 (入所者の数が百を超える場合にあつては、常勤の支援相談員一に加え、常勤換算方法で、百を超える部分を百で除して得た数以上とする。)
- 四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 常勤換算方法で、入所者の数を百で除して得た数以上
- 五 栄養士 入所定員百以上の介護老人保健施設にあつては、一以上
- 六 介護支援専門員 一以上(入所者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。)
- 七 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適當数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。
- 3 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。
- 4 第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がないと認められるときは、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。
- 5 第一項第六号の介護支援専門員は、本体施設(条例第四条第一項に規定する本体施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がないと認められるときは、サウナ型小規模介護老人保健施設(条例第四条第一項に規定するサウナ型小規模介護老人保健施設をいう。次項において同じ。)の職務に従事することができる。
- 6 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、サウナ型小規模介護老人保健施設は、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サウナ型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員を置かないことができる。
- 一 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員
- 二 病院 栄養士(病床数百以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)
- 7 第一項第三号から第六号までの規定にかかわらず、条例第四条第一項に規定する医療機関併設型小規模介護老人保健施設の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。
- 一 理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士は、併設される病院又は診療所の理学療法士若しくは作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。
- 二 支援相談員又は介護支援専門員は、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の実情に応じた適當数とする。(施設の設置等に関する基準)
- 第三条 条例第四条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 談話室
入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- 二 食堂
一平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有すること。
- 三 浴室
イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- 四 レクリエーション・ルーム
レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
- 五 洗面所
療養室のある階ごとに設けること。
- 六 便所
イ 療養室のある階ごとに設けること。
ロ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
ハ 常夜灯を設けること。

- 2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該介護老人保健施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(構造設備の基準)

第四条 条例第五条第一項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下この条及び第十三条において「療養室等」といふ。）を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- 二 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - イ 当該介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第三十一条第二項に規定する施設防災計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - ロ 条例第三十一条第三項に規定する訓練については、昼間及び夜間において行うこと。
 - ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

- 2 条例第五条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

- 3 条例第五条第四項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。
- 二 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百二十三条第一項に規定する避難階段に該当する場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- 三 階段及び廊下には手すりを設け、廊下には常夜灯を設けること。
- 四 入所者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(電磁的方法)

第五条 介護老人保健施設は、条例第六条第二項の規定による電磁的方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 次項各号に掲げる方法のうち使用する方法
 - 二 ファイルへの記録の方法
- 2 条例第六条第二項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

(利用料等の内容)

第六条 条例第十三条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」といふ。）第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に

支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)。

一 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第一項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする)。

二 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号。以下「基準省令」という)第十一条第三項第三号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第十一条第三項第四号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第十一条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第十三条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(モニタリング等)

第七条 条例第十六条第十項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。ただし、特段の事情があるときは、この限りでない。

- 一 定期的に入所者に面接すること。
- 二 定期的モニタリングの結果を記録すること。

2 条例第十六条第十一項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 入所者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- 二 入所者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(診療の方針)

第八条 条例第十七条の医師の診療の方針は、次に掲げるものとする。

- 一 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行つて。
- 二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行つて。
- 三 常に入所者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行つて。
- 四 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行つて。
- 五 特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第十五条第五号の厚生労働大臣が定めるもののほか行つてはならない。
- 六 基準省令第十五条第六号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第九条 条例第二十四条の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 正当な理由がなく、介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(計画担当介護支援専門員の業務)

第十条 条例第二十七条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

四 条例第三十七条第二項及び第三十九条第三項の記録をすること。

(衛生管理等)

第十一条 条例第三十二条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおもむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、基準省令第二十九条第二項第四号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故の発生又はその再発の防止のための措置)

第十二条 条例第三十九条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故の発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(ユニット型介護老人保健施設の施設及び構造設備の基準)

第十三条 条例第四十四条第二項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 共同生活室(条例第四十二条に規定する共同生活室をいう。以下同じ。)

- (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ロ 洗面所

- (1) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ハ 便所

- (1) 療養室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (3) 常夜灯を設けること。

二 浴室

イ 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

ハ 専ら当該ユニット型介護老人保健施設の用に供するものであること。ただし、入所者の処遇に支障がないと認められるときはこの限りではない。

2 条例第四十四条第三項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 療養室等を二階及び地階のいずれにも設けていないこと。

二 療養室等を二階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 当該ユニット型介護老人保健施設の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第五十二条において準用する条例第三十一条第二項に規定する施設防災計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

ロ 条例第五十二条において準用する条例第三十一条第三項に規定する訓練については、昼間及び夜間において行うこと。

ハ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

3 条例第四十四条第四項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 4 条例第四十四条第六項の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 療養室等が二階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること。
 - 二 条例第四十四条第一項に規定するユニット型サウナ型小規模介護老人保健施設又は同項に規定するユニット型医療機関併設型小規模介護老人保健施設の場合は、機能訓練室は四十平方メートル以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。
 - 三 療養室等が三階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、前号の直通階段が建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する避難階段に該当する場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
 - 四 階段及び廊下には手すりを設け、廊下には常夜灯を設けること。
 - 五 入居者に対する介護保健施設サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(ユニット型介護老人保健施設の利用料等の内容)

第十四条 条例第四十五条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- 一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - 二 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
 - 三 基準省令第四十二条第三項第三号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 基準省令第四十二条第三項第四号の厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 五 理美容代
- 六 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第四十二条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 3 条例第四十五条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(ユニット型介護老人保健施設の職員配置等に関する基準)

第十五条 条例第五十一条第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(準用)

第十六条 第五条、第七条から第十二条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第五条第一項及び第二項中「第六条第二項」とあるのは「第五十二条において準用する条例第六条第二項」とする。

七、第七條第一項中「第十六條第十項」とあるのは「第五十三條において準用する條例第十六條第十項」と、同條第二項中「第十六條第十一項」とあるのは「第五十三條において準用する條例第十六條第十一項」と、第八條中「第十七條」とあるのは「第五十三條において準用する條例第十七條」と、第九條中「第二十四條」とあるのは「第五十三條において準用する條例第二十四條」と、第十條中「第二十七條」とあるのは「第五十三條において準用する條例第二十七條」と、同條第四号中「第三十七條第二項」とあるのは「第五十三條において準用する條例第三十七條第二項」と、第十一條中「第三十二條第二項」とあるのは「第五十三條において準用する條例第三十二條第二項」と、第十二條中「第三十九條第一項」とあるのは「第五十三條において準用する條例第三十九條第一項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 介護老人保健施設であつて、その開設者が介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第八條第一項の規定により当該介護老人保健施設について法第九十四條第一項の規定による開設の許可を受けた者とみなされるもの(次項において「みなし介護老人保健施設」という。)であつて、平成四年九月三十日以前に老人保健施設として開設されたものについて、第三條第一項第二号の規定を適用する場合においては、同号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。
- 3 みなし介護老人保健施設であつて、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準(昭和六十二年厚生省令第一号)附則第三條の規定の適用を受け、平成十二年三月三十一日以前の日から存するものの構造設備(当該適用に係る部分に限る。)については、第四條第三項第一号(エレベーターに係る部分に限る。)の規定は、適用しない。
- 4 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四條第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第六項において同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。第五項及び第六項において同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居をさせるための施設の用に供することをいう。以下この項において同じ。)を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第三條第一項第二号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。
- 5 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居をさせるための施設の用に供することをいう。以下この項において同じ。)を行つて介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く。)を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第三條第一項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。
- 一 必要な広さを有するものとし、機能訓練室の面積と合計した面積を三平方メートルに人所定員数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、その場合にあつては、食事の提供に支障がない広さを確保すること。
 - 二 一平方メートルに人所定員数を乗じて得た面積以上とすること(機能訓練室の面積が四十平方メートル以上の場合に限る。)
- 6 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居をさせるための施設の用に供することをいう。以下この項において同じ。)を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第四條第三項第一号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養

室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるが、又は不燃材料（建築基準法第二十条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

- 7 平成十七年九月三十日以前の日から引き続き法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同年十月一日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号）による改正後の基準省令第五章に規定する基準を満たすものについて、第十三条第一項第一号イ②の規定を適用する場合においては、同号イ②中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの人居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの人居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
- 8 平成十七年十月一日以前の日に法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日において建築中のものであつて、同日二日以後に同項の規定による開設の許可を受けたものを含む。以下「平成十七年前介護老人保健施設」という。）であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号）による改正前の基準省令（以下この項において「介護老人保健施設旧基準」という。）第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設であるもの（平成二十三年九月一日に改修、改築又は増築中の平成十七年前介護老人保健施設（基準省令第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設を除く。）であつて、同日二日以後に介護老人保健施設旧基準第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設に該当することとなるものを含む。）については、平成二十三年九月一日以後最初の指定の更新までの間は、介護老人保健施設旧基準第五十一条から第六十二条までに規定する基準によることができる。

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第五十八号

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(従業者の配置等に関する基準)

第二条 条例第三条第四項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる指定介護療養型医療施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 療養病床を有する病院であるもの 次の従業者の区分に応じ、それぞれに掲げる員数とすること。
 - イ 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法（昭和二十三年法律第一百五号）に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上
 - ロ 療養病床に係る病室によつて構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部。以下この号において「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護職員 常勤換算方法（当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該指定介護療養型医療施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すことに一以上
 - ハ 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すことに一以上
 - ニ 理学療法士及び作業療法士 当該指定介護療養型医療施設の実情に応じた適當数
 - ホ 介護支援専門員 一以上（療養病床に係る病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）における入院患者の数が六又はその端数を増すことに一を標準とする。）
- 二 療養病床を有する診療所であるもの 次の従業者の区分に応じ、それぞれに掲げる員数とすること。
 - イ 医師 常勤換算方法で、一以上
 - ロ 療養病床に係る病室に置くべき看護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が六又はその端数を増すことに一以上
 - ハ 療養病床に係る病室に置くべき介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が六

又はその端数を増すことに一以上

二 介護支援専門員 一以上

三 老人性認知症疾患療養病棟（条例第三条第三項に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院であるもの 次の従業者の区分に応じ、それぞれに掲げる員数とすること。

イ 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

ロ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 次に掲げる数

(1) 老人性認知症疾患療養病棟（医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第四十三条の二の規定の適用を受ける病院が有するものに限る。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が三又はその端数を増すことに一以上

(2) 老人性認知症疾患療養病棟（(1)の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、常勤換算方法で、当該病棟における入院患者の数が四又はその端数を増すことに一以上

ハ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すことに一以上

ニ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上

ホ 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上

ヘ 介護支援専門員 一以上（老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。）

2 前項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第一項第一号ホ及び同項第三号ヘの規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が百又はその端数を増すことに一とする。

4 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設を除く。）及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の介護職員を除き、入院患者の処遇に支障がないと認めるときは、この限りでない。

5 第一項第一号ホ、同項第三号ヘ及び第三項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がないと認めるときは、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

6 第一項第三号イの医師のうち一人は、老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスを担当する医師としなければならない。

7 第一項第三号ニの作業療法士及び同号ホの精神保健福祉士又はこれに準ずる者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

（設備の設置等に関する基準）

第三条 条例第四条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 機能訓練室

内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

二 談話室

療養病床の入院患者同士又は入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。

三 食堂

内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有すること。

四 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

五 病室

イ 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

ロ 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

六 廊下

患者が使用する廊下であつて、療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上（両側に居室がある廊下にあつては、二・七メートル以上）とすること。

第四条 老人性認知症疾患療養病棟の用に供される部分（事業の管理の事務に供される部分を除く。）の床面積は、入院患者一人につき十八平方メートル以上とする。

2 条例第五条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 生活機能回復訓練室

六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

二 テイルーム及び面会室

面積の合計は、老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者一人につき二平方メートル以上の面積を有すること。

三 食堂

老人性認知症疾患療養病棟に係る病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有すること。ただし、前号のテイルームを食堂として使用することができるものとする。

四 浴室

入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとする。

五 病室

イ 老人性認知症疾患療養病棟に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

ロ 老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

六 廊下

患者が使用する廊下であつて、老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上（両側に居室がある廊下にあつては、二・七メートル以上（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下にあつては二・一メートル以上））とすること。

(電磁的方法)

第五条 指定介護療養型医療施設は、条例第六条第二項の規定による電磁的方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、当該患者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 次項各号に掲げる方法のうち使用する方法

二 ファイルへの記録の方法

2 条例第六条第二項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

(利用料等の内容)

第六条 条例第十三条第三項の規則で定める費用は、次に掲げるとおりとする。

一 食事の提供に要する費用（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百二十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）以下「法」といふ。）第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項

第一号に規定する費費の負担限度額)を限度とする。)

一 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

二 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号、以下「基準省令」という。)第十二条第三項第三号の厚生労働大臣が定める基準に基づき老人院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第十二条第三項第四号の厚生労働大臣が定める基準に基づき老人院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第十二条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第十三条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

(モニタリング等)

第七条 条例第十六条第十項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。ただし、特段の事情があるときはこの限りでない。

一 定期的に入院患者に面接すること。

二 定期的モニタリングの結果を記録すること。

2 条例第十六条第十一項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 入院患者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた場合

二 入院患者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(診療の方針)

第八条 条例第十七条の規則で定める方針は、次に掲げるものとする。

一 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上適切に行つて。

二 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入院患者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行つて。

三 常に入院患者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、入院患者又はその家族に対し、適切な指導を行つて。

四 検査、投薬、注射、処置等は、入院患者の病状に照らして適切に行つて。

五 特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第十六条第五号の厚生労働大臣が定めるもののほか行つてはならない。

六 基準省令第十六条第六号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入院患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第一条第十六項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には、この限りでない。

七 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(患者に関する市町村への通知)

第九条 条例二十二条の規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなつたと認められるにもかかわらず退院しないとき。

二 正当な理由がなく、指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたときと認められるとき。

三 偽りその他不正の行為によつて保険給付を受け、又は受けよつとしたとき。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第十条 条例第二十五条の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- 三 条例第三十五条第二項及び第三十七条第三項の記録をすること。

(衛生管理等)

第十一条 条例第三十条第二項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、基準省令第二十八条第二項第四号の厚生労働大臣の定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(事故の発生又はその再発の防止のための措置)

第十二条 条例第三十七条第一項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故の発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(ユニット型指定介護療養型医療施設の設備の設置等に関する基準)

第十三条 条例第四十二条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 ユニット(条例第四十条に規定するユニットをいう。以下同じ。)

イ 病室

- (1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
- (2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室(条例第四十条に規定する共同生活室をいう。以下同じ。)に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以下としなければならない。
- (3) 一の病室の床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、十一・三平方メートル以上を標準とすること。
- (4) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
- (5) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

- (1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ニ 便所

- (1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) づー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下

幅を一・八メートル以上(中廊下にあつては二・七メートル以上)とすること。

三 機能訓練室

内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

四 浴室

身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

2 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がないと認められるときは、この限りでない。

3 第一項第一号口の共同生活室は、病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十号)第六条第一項第三号及び第八号に規定する食堂とみなす。

第十四条 条例第四十三条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 病室

(1) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、入院患者への指定介護療養施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(2) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね十人以上としなければならない。

(3) 一の病室の床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、十一・三平方メートル以上を標準とすること。

(4) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

(5) づー又はこれに代わる設備を設けること。

ロ 共同生活室

(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(2) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(3) 必要な設備及び備品を備えること。

ハ 洗面設備

(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 便所

(1) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(2) づー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

二 廊下

幅を一・八メートル以上(中廊下にあつては二・七メートル以上)とすること。

三 生活機能回復訓練室

六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えること。

四 浴室

入院患者の入浴の介助を考慮してできるだけ広いものとすること。

2 前項第二号から第四号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護療養型医療施設の用に供するものでなければならない。ただし、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(ユニット型指定介護療養型医療施設の利用料等の内容)

第十五条 条例第四十四条第三項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給

された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

一 居住に要する費用（法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

二 基準省令第四十二条第三項第三号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 基準省令第四十二条第三項第四号の厚生労働大臣が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、基準省令第四十二条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第四十四条第四項の規則で定める費用は、第一項第一号から第四号までに掲げるものとする。

（ユニット型指定介護療養型医療施設の職員配置等に関する基準）

第十六条 条例第五十条第二項の規則で定める職員配置は、次に掲げるとおりとする。

- 一 昼間については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

（準用）

第十七条 第五条及び第七条から第十二条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において第五条第一項及び第二項中「第六条第二項」とあるのは「第五十二条において準用する条例第六条第二項」と、第七条第一項中「第十六条第十項」とあるのは「第五十二条において準用する条例第十六条第十項」と、同条第二項中「第十六条第十一項」とあるのは「第五十二条において準用する条例第十六条第十一項」と、第八条中「第十七条」とあるのは「第五十二条において準用する条例第十七条」と、第九条中「第二十二條」とあるのは「第五十二条において準用する第二十二條」と、第十条中「第二十五條」とあるのは「第五十二条において準用する条例第二十五條」と、同条第三号中「第三十五條第二項」とあるのは「第五十二条において準用する条例第三十五條第二項」と、第十一条中「第三十條第二項」とあるのは「第五十二条において準用する条例第三十條第二項」と、第十二条中「第三十七條第一項」とあるのは「第五十二条において準用する条例第三十七條第一項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、当分の間、第二条第一項第二号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 医師 常勤換算方法で、一以上
- 二 療養病床に係る病室に置くべき看護職員及び介護職員 常勤換算方法で、療養病床に係る病室における入院患者の数が三又はその端数を増すことに一以上。ただし、そのうちの二については看護職員とするものとする。
- 三 介護支援専門員 一以上

3 当分の間、第二条第一項第三号八中「六」とあるのは「八」とする。

4 専ら老人性認知症疾患療養病棟における作業療法に従事する常勤の看護師（老人性認知症疾患の患者の作業療法に従事した経験を有する者に限る。）を置いている指定介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を有する病院であるものに限る。）については、当分の間、第二条第一項第三号二中「作業療法士」とあるのは「週に一日

- 以上当該老人性認知症疾患療養病棟において指定介護療養施設サービスに従事する作業療法士」と同条第七項中「第一項第三号ニの作業療法士及び同号ホの精神保健福祉士」とあるのは「第一項第三号ホの精神保健福祉士」とする。
- 5 病床を転換して設けられた旧療養型病床群（医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十二年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」といふ。)附則第三条に規定する旧療養型病床群をいふ。)であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令第七条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年厚生省令第三号)附則第四条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第三条第六号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と「一・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。
- 6 病床を転換して設けられた診療所旧療養型病床群(平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群をいふ。)であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令第八条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第三十五号)附則第四条の規定の適用を受けていたものに係る病室に隣接する廊下については、第三条第六号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と「一・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。
- 7 病床を転換して設けられた老人性認知症疾患療養病棟(次項において「病床転換による老人性認知症疾患療養病棟」といふ。)に係る病室については、第四条第二項第五号イ中「四床」とあるのは、「六床」とする。
- 8 病床転換による老人性認知症疾患療養病棟に係る病室に隣接する廊下については、第四条第二項第六号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と「一・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上)」とあるのは「一・六メートル」とする。
- 9 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設については、平成三十年三月三十一日までの間は、第二条第一項第一号口中「六」とあるのは「八」と、同号ハ中「六」とあるのは「四」とする。
- 10 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数は、平成三十年三月三十一日までの間は、第二条第一項第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上
 - 二 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき看護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が五又はその端数を増すことに一以上
 - 三 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき介護職員 常勤換算方法で、老人性認知症疾患療養病棟における入院患者の数が六又はその端数を増すことに一以上
 - 四 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき作業療法士 一以上
 - 五 老人性認知症疾患療養病棟に置くべき精神保健福祉士又はこれに準ずる者 一以上
 - 六 介護支援専門員 一以上(老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。)
- 11 療養病床を有する病院(平成二十四年三月三十一日において医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十年三月三十一日までの間は、第三条第六号及び第十三条第一項第二号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と「一・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。
- 12 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(平成二十四年三月三十一日において医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けていたものに限る。)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成三十年三月三十一日までの間は、第四条第二項第六号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と「一・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上)」とあるのは「一・六メートル以上」とする。
- 13 当分の間、第二条第一項第三号ロ②中「一以上」とあるのは、「一以上。ただし、そのうち、老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を四をもつて除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)から老人性認知症疾患療養病棟入院患者数を五をもつて除した数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。)を

減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。」とする。

- 14 平成十三年二月二十八日以前の日から引き続き存する老人性認知症疾患療養病棟に係る病室にあつては、当分の間、第四条第二項第五号口中「内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル」とあるのは「入院患者一人につき六・〇平方メートル」とする。
- 15 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成二十年厚生労働省令第五十四号)による改正前の基準省令附則第八条の規定の適用を受けていた病院内の病室に隣接する廊下(附則第五項、第六項、第八項、第十一項及び第十二項の規定の適用を受ける場合を除く。)の幅については、第三条第六号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」と、第四条第二項第六号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル以上(医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル以上)」とあるのは「一・六メートル」とする。
- 16 平成十七年九月三十日以前の日から引き続き法第四十八条第一項第三号の規定に基づき指定を受けている介護療養型医療施設(同年十月二日以後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。)であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(以下「平成十七年基準」といふ。)第五章(平成十七年基準第三十九条第二項第一号イ③及び同号ロ②、第四十条第二項第一号イ③及び同号ロ②並びに第四十一条第二項第一号イ③及び同号ロ②を除く。次項において同じ。)に規定する基準を満たすものについて、第十三条第一号イ④又は第十四条第一号イ④の規定を適用する場合においては、これらの規定中「入院患者同士の」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準とすること。ただし、①ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の」とする。
- 17 平成十七年九月三十日以前の日から引き続き法第四十八条第一項第三号の規定に基づき指定を受けている介護療養型医療施設であつて、平成十七年基準第五章に規定する基準を満たすものについて、第十三条第一項第一号ロ②又は第十四条第一項第一号ロ②の規定を適用する場合においては、これらの規定中「二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入院患者の定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入院患者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。